

令和4年度

第1回高知県農業経営・生産対策等に関する第三者委員会 次第

令和4年7月25日 14:00~16:30

高知県立県民文化ホール4階

第6多目的室

- 1 開会 (14:00~)

- 2 議事
 - (1) 強い農業づくり総合支援交付金について (14:05~)
産地生産基盤パワーアップ事業について
内容説明：農業イノベーション推進課

 - (2) 環境保全型農業直接支払交付金について (14:35~)
内容説明：環境農業推進課

 - 休憩 15:05~

 - (3) 多面的機能支払交付金について (15:15~)
内容説明：農業政策課

 - (4) 中山間地域等直接支払交付金について (15:45~)
内容説明：農業政策課

- 3 閉会 (~16:30)

令和4年度

第1回高知県農業経営・生産対策等に関する第三者委員会

配布資料

(1) 強い農業づくり総合支援交付金について
産地生産基盤パワーアップ事業について

○Next 次世代型こうち新施設園芸システムの普及推進

○強い農業づくり総合支援交付金及び産地生産基盤パワーアップ事業
の実績について

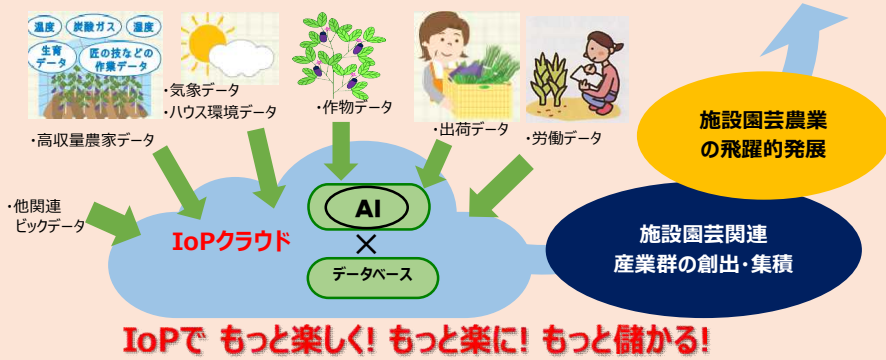
農業イノベーション推進課

Next次世代型こうち新施設園芸システムの普及推進



IoPプロジェクトの推進

- 産学官連携プロジェクトにより、IoP（Internet of Plants）等の最先端の研究を進展
- 栽培、出荷、流通までを見通したデータ連携基盤「IoPクラウド」に様々なデータを自動で収集・蓄積（R4:IoPクラウドの運用開始）
- 通信機能を備えたデバイス等の開発促進
- 集積データを営農、研究、開発、新たなサービス展開などに活用



データ駆動型農業による営農支援の強化

- 作物情報や環境情報等のビッグデータを駆使し、普及指導員が個々の生産者の栽培状況等を様々な角度から分析・可視化
- 生産管理の予測や意思決定に役立つ情報を、生産者にリアルタイムでフィードバック



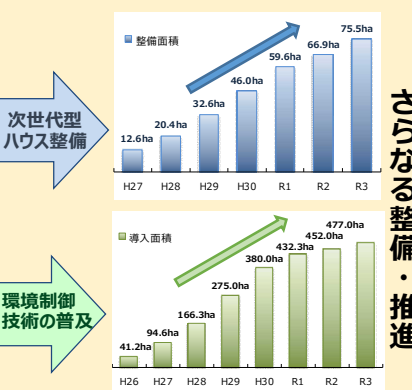
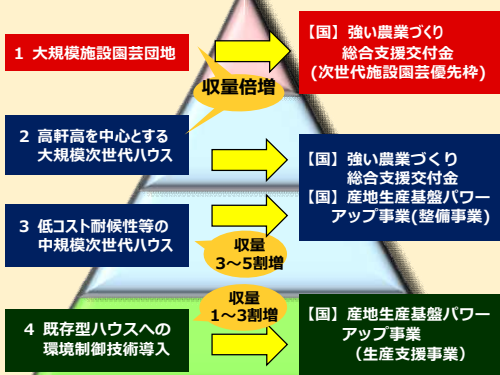
データ駆動型農業では、先進農家だけでなく、**産地全体**が取り組み、多くのデータを収集・分析・フィードバックすることが重要であり、まずはデータを収集する生産環境の整備が必要。

農業のデジタル化と次世代型ハウス整備で、園芸品目の出荷量を増加!

園芸産地の生産基盤強化

- 次世代型ハウスの整備促進と低コスト化
- 環境制御技術の普及推進
- 既存ハウスの強靱化及び施設の高度化

強い農業づくり総合支援交付金や産地生産基盤パワーアップ事業を活用し、次世代型ハウスの整備や既存ハウスへの環境制御技術の導入に取り組んできました。令和3年度末時点で、**次世代型ハウスは75.5ha**、**環境制御技術導入面積は477.4ha**まで普及。



地元と協働した企業の農業参入の推進

- 産地から企業を誘致する活動強化
- 企業参入のための用地確保対策の強化
- 立地企業へのアフターフォロー

企業を誘致するには、用地の確保が欠かせない。市町村と連携し、新たな園芸団地用地を確保し、産地から積極的に企業を誘致していく対策を強化。参入いただいた企業に対しては、経営安定へのアフターフォローを実施。

地域の担い手確保の1つの形として、企業による農業参入があり、参入による生産面積の維持・拡大や雇用就農の増加、産地の活性化などが期待される。H27以降、11社が本県に農業参入している。



強い農業づくり総合支援交付金及び産地生産基盤パワーアップ事業の実績について

農業イノベーション推進課 次世代園芸推進担当

強い農業づくり総合支援交付金

(R3:強い農業・担い手づくり総合支援交付金)

概要

産地の収益力強化や産地合理化の促進、みどりの食料システム戦略を推進するため、産地の発展の状況に応じて必要な農業用機械・施設の導入を支援する事業。

強い農業づくり総合支援交付金

直接採択

農業支援サービス事業
支援タイプ

補助率：1/2以内

直接採択

生産事業モデル
支援タイプ

補助率：1/2以内、定額

間接補助

卸売市場等
支援タイプ

補助率：4/10以内

間接補助

産地基幹施設等
支援タイプ

補助率：1/2以内

- ①産地競争力の強化
- ②みどりの食料システム戦略の推進

○ 事業実施主体は農業者組織や農協、民間事業者、流通事業者、卸売市場、コンソーシアムなど。

産地生産基盤パワーアップ事業

概要

水田・畑作・野菜・果樹等の産地が販売額の向上や生産コストの低減など、課題の解決や目標を達成するために自ら定めた「産地パワーアップ計画」に基づいた取組について支援する事業。

整備事業

低コスト耐候性ハウス、集出荷貯蔵施設など産地の生産力・販売力向上に必要な施設整備を支援

補助率：1/2以内
財源：国庫支出金、基金

生産支援事業

農業機械等のリース導入、生産資材の導入について支援
補助率：1/2以内
財源：基金

エネルギー転換枠（特別枠）

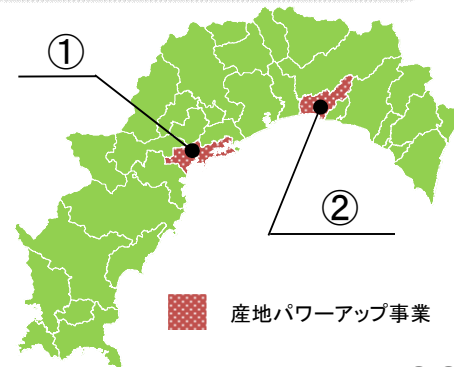
重油ボイラー等の化石燃料を使用する加温機からヒートポンプ等への転換及び省エネ設備の導入及びリース導入を支援

補助率：1/2以内
財源：基金



令和3年度実績

整備事業



総事業費 **220,550**千円
国費 **100,250**千円
県費 **20,050**千円

【低コスト耐候性ハウス】
整備棟数：4棟、整備面積：0.674ha



■整備棟数：3棟

①須崎市 みょうが

総事業費 **171,050**千円
国費 **77,750**千円

■受益面積：0.458ha



■整備棟数：1棟

②香南市 なら

総事業費 **49,500**千円
国費 **22,500**千円
県費 **4,500**千円

■受益面積：0.216ha

生産支援事業

総事業費 **86,746**千円
国費 **43,294**千円

●事業実施農家数 計35戸
(須崎市：8戸、香南市：14戸、香美市：9戸、四万十町：4戸)

○チラー

・循環型溶液システムのかん水を冷却し病害の発生を抑えて農薬費削減による所属贈を図る



主な活用事例

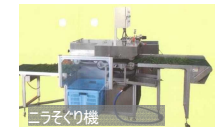
○環境制御装置

・ハウス内を植物の栽培に適する環境に制御することにより収量・品質の向上を図る



○ニラそぐり機

・ニラの出荷調整を省力化



○日射比例かん水装置

・日射に応じてかん水して省力化



○自動開閉装置

・ハウス内の温度管理に重要な天窗等の開閉を自動化することにより省力化を図る



令和4年度成果見込み

整備事業

(R3強い農業・担い手づくり総合支援交付金含む)



芸西村 ピーマン

総事業費 **214,500**千円
国費 **97,500**千円

■整備棟数：1棟 ■受益面積：0.60ha

エネルギー転換枠

総事業費 **89,631**千円
国費 **44,813**千円

ヒートポンプ、循環扇など

●実施農家見込数：14戸

芸西村（ピーマン3戸、花1戸）、香南市（ハウスみかん2戸）
須崎市（みょうが7戸）、中土佐町（みょうが1戸）



四万十町 なら集出荷施設

総事業費 **984,170**千円
国費 **447,350**千円

■整備棟数：1棟 ■受益：33.9ha

令和4年度

第1回高知県農業経営・生産対策等に関する第三者委員会

配布資料

(2) 環境保全型農業直接支払交付金について

○環境保全型農業直接支払交付金について

○環境保全型農業直接支払交付金 高知県 中間年評価報告書(案)

環境農業推進課

環境保全型農業直接支払交付金について

令和4年4月

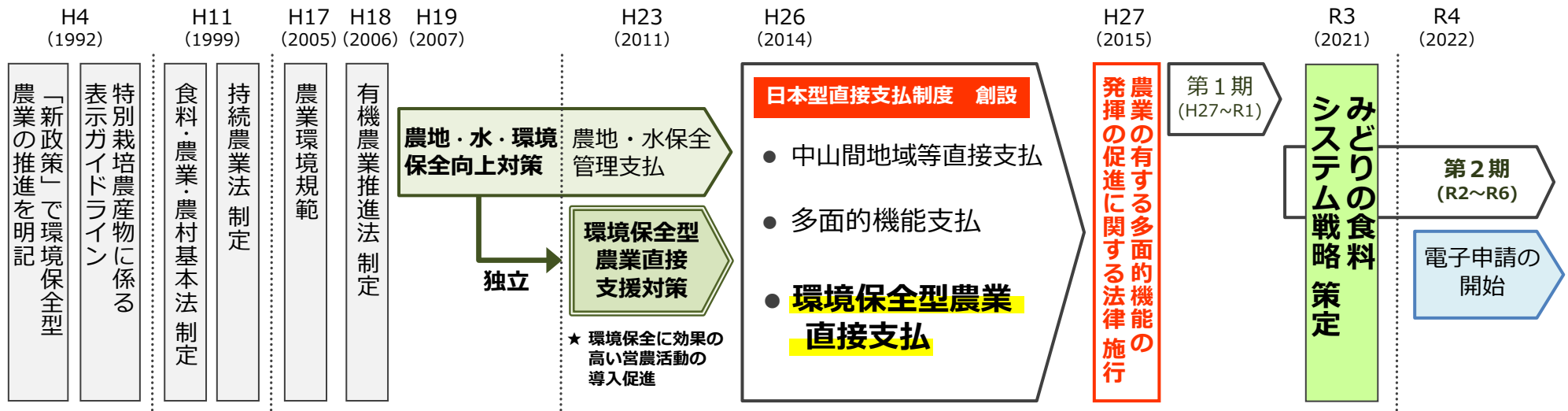
農林水産省

目次

1	環境保全型農業に係る施策の変遷	1
2	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の概要	2
3	日本型直接支払制度の概要	3
4	環境保全型農業直接支払交付金の制度の概要	4
5	対象となる農業生産活動等	5
6	支援対象農業者の要件、事業要件	6
7	交付ルート	7
8	対象者	8
9	環境保全型農業直接支払交付金の実施状況	9
10	第三者委員会による点検・評価①	10
11	第三者委員会による点検・評価②	11
	(参考) 環境保全型農業直接支払交付金 最終評価結果	12

1 環境保全型農業に係る施策の変遷

- 平成19年度から開始した「農地・水・環境保全向上対策」において、**地域ぐるみで化学肥料及び化学合成農薬を5割以上低減する取組に対する支援（環境支払）**を開始。
- 平成23年度には、国際的な動きとして地球温暖化防止や生物多様性保全への対応が急務となる中、農地・水・環境保全向上対策から環境支払を独立させ、「環境保全型農業直接支援対策」を創設。**地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動への支援**を開始。
- 平成26年度に、農業、農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、中山間地域等直接支払、多面的機能支払及び本対策を「日本型直接支払制度」として位置付け。**平成27年度から、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度として「環境保全型農業直接支払」を実施**。実施期間は5年間であり、令和2年度から第2期が開始。
- 令和3年度には、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「**みどりの食料システム戦略**」を策定。



【食料・農業・農村基本計画】 (R2.3)

- **気候変動に対する緩和・適応策の推進**（抜粋）
堆肥の施用等地球温暖化防止等に効果の高い取組を推進するため、環境保全型農業直接支払制度において、支援取組の効果の評価を行い、より環境保全効果の高い取組への支援の重点化を図り、全体の質の向上と面的拡がりを両立させるほか堆肥・バイオ炭等の施用による炭素の貯留効果の分析等についての検討を行う。
- **生物多様性の保全及び利用**（抜粋）
生物多様性保全効果の見える化を通じ、有機農業や土着天敵の利用等、生物多様性保全に効果の高い取組を推進する。
- **多面的機能の発揮の促進**（抜粋）
農業の有する多面的機能の適切かつ十分な発揮のための地域資源の共同保全活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動等への支援を行う日本型直接支払制度（多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度及び環境保全型農業直接支払制度）について、構成する3制度の連携強化を図りつつ、集落内外の組織や非農家の住民と協力しながら、活動組織の広域化等や人材確保、省力化技術の導入を推進する。

2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の概要（平成26年6月）

基本理念

1. 農業の有する多面的機能が、国民に多くの恵沢をもたらすものであることを踏まえ、その発揮の促進を図る取組に対し、国、都道府県及び市町村が相互に連携を図りながら集中的かつ効果的に支援を行うことを旨として、その発揮の促進が図られなければならない。
2. 農業の有する多面的機能の発揮の促進に当たっては、その発揮に不可欠であり、かつ、**地域における貴重な資源である農用地の保全に資する各種の取組が、長年にわたって農業者その他の地域住民による共同活動により営まれ、良好な地域社会の維持及び形成に重要な役割を果たしてきている**とともに、農用地の効率的な利用の促進にも資するものであることに鑑み、当該**共同活動の実施による各種の取組の推進**が図られなければならない。（第2条）

計画制度

1. 農林水産大臣による「**基本指針**」の策定（第4条）
2. 都道府県知事による「**基本方針**」の策定（第5条）
3. 市町村による「**促進計画**」の作成（第6条）
4. 農業者団体等による「**事業計画**」の作成・実施（第7条）

対象となる取組

- | | |
|--------------------------------------|-----------------------------------|
| 1. 農地、農業用水等の保全のための地域の共同活動により行われる次の取組 | 【 多面的機能支払 】（第3条第3項第1号） |
| イ 水路、農道、農地法面等の機能を維持するための取組 | （農地維持支払） |
| ロ イの機能を増進するための改良、補修等の取組 | （資源向上支払） |
| 2. 中山間地域等における農業生産活動の継続を推進する取組 | 【 中山間地域等直接支払 】（第3条第3項第2号） |
| 3. 自然環境の保全に資する農業生産活動を推進する取組 | 【 環境保全型農業直接支払 】（第3条第3項第3号） |

事業計画に記載された事業の実施に対する措置

国、都道府県及び市町村による費用の補助（第9条）

3 日本型直接支払制度の概要

- 農業・農村は、国土保全、水源かん養、自然環境保全、景観形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受しているが、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じる状況。
- また、地域の共同活動の困難化に伴い、担い手への水路、農道等の地域資源の維持管理の負担が増大し、担い手による規模拡大が阻害されることも懸念される状況。
- このため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていく必要。

<制度の全体像>

※ 金額は、R4年度予算額（括弧内は、R3年度予算額）

多面的機能支払 48,702 (48,652) 百万円

農地維持支払・・・多面的機能を支える共同活動を支援

※ 担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、規模拡大を後押し

- 【支援対象】
- 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
 - 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の作成 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



水路のひび割れ補修



植栽活動

資源向上支払・・・地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援

- 【支援対象】
- 水路、農道、ため池の軽微な補修
 - 景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動
 - 施設の長寿命化のための活動 等

中山間地域等直接支払

26,100 (26,100) 百万円

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援



中山間地域
(山口県長門市)

環境保全型農業直接支払

2,650 (2,450) 百万円

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援



有機農業



堆肥の施用



カバークロップ

4 環境保全型農業直接支払交付金の制度の概要

- 農業者の組織する団体等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動等に取り組む場合に支援を実施。
- 地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動として、全国共通の取組のほか、地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、地域を設定して支援の対象とする地域特認取組を都道府県の申請に基づき設定し、支援を実施。
- 有機農業に新たにに取り組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体に対し、活動によって増加した新規取組面積に応じて支援を実施。

対象となる取組

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組

+

地球温暖化防止に効果の高い営農活動



等

土壌中に炭素を貯留し、地球温暖化防止に貢献

+

生物多様性保全等に効果の高い営農活動



等

様々な生物を地域で育み、生物多様性保全に貢献

交付単価

全国共通取組		交付単価 (円/10a)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	12,000
	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合 ^{注)} に限り、2,000円を加算。	
	そば等雑穀、飼料作物	3,000
	堆肥の施用	4,400
	カバークロープ	6,000
	リビングマルチ (うち、小麦・大麦等)	5,400 (3,200)
	草生栽培	5,000
	不耕起播種	3,000
	長期中干し	800
	秋耕	800

地域特認取組

交付単価は、都道府県が設定します。

取組拡大加算

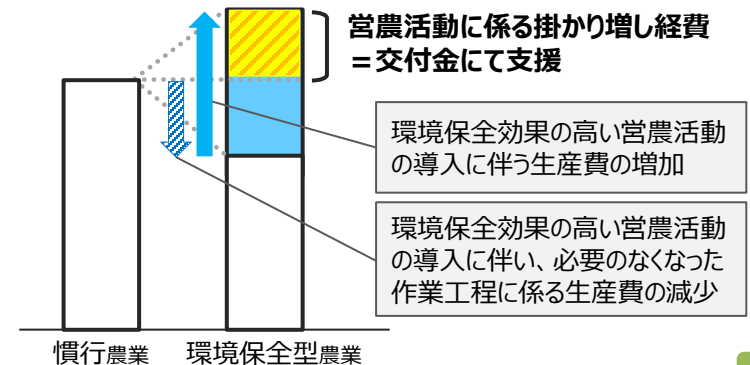
交付単価 新規取組面積あたり 4,000円/10a

注) 土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロープ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施していただきます。



本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付額が減額されることがあります。配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。

❖ 交付単価は営農活動に係る「掛かり増し経費」に着目して設定



5 対象となる農業生産活動等

<全国共通取組>



有機農業

化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組。
国際水準の有機農業の実施が要件
※ 有機JAS認証の取得は必須ではありません
(そば等雑穀・飼料作物以外は12,000円/10a、
そば等雑穀・飼料作物は3,000円/10a)



堆肥の施用

主作物の栽培期間の前後のいずれかに堆肥を
施用する取組
(4,400円/10a 等)



カバークロープ

主作物の栽培期間の前後のいずれかにカバー
クロープ(緑肥)を作付けする取組
(6,000円/10a)



リビングマルチ

主作物の畝間に緑肥を作付けする取組
(小麦・大麦等以外は5,400円/10a、
小麦・大麦等は3,200円/10a)



草生栽培

果樹又は茶の園地に緑肥を作付けする取組
(5,000円/10a)



不耕起播種

前作の畝を利用し、畝の播種部分のみ耕起す
る専用播種機によって播種を行う取組
(3,000円/10a)

★ 有機農業の加算措置について

有機農業における環境保全効果をさらに高めるため、土壌診断を実施すると
ともに、堆肥の施用、カバークロープ、リビングマルチ、草生栽培のいずれ
かに取り組む場合、2,000円/10aが加算されます。

※ そば等雑穀・飼料作物以外を主作物とするものに限りません。



長期中干し

14日以上の中干しを実施する取組
(800円/10a)



秋耕

主作物の収穫後(秋季)に耕うんをする取組
(800円/10a)



例：冬期湛水管理※

地域特認取組

地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、
都道府県が申請を行い、地域を限定して
支援の対象とする取組
(交付単価は都道府県が設定)

※ 鳥類の生育場所の確保等を目的に冬期間の水田に
水を張る取組



取組拡大加算

有機農業に新たに取り組む農業者の受入れ・定
着に向けた、技術指導等の活動

※ 指導等を行う農業者と指導を受ける農業者の双方が、
申請年度に有機農業の取組(そば等雑穀、飼料作物以外
の取組に限る)を実施する必要があります。
(4,000円/10a)

6 支援対象農業者の要件、事業要件

<支援の対象となる農業者の要件>

販売を目的に生産を行っていること



みどりのチェックシートによる持続可能な農業生産を実施していること

持続的な農業生産活動に関する研修の受講（以下のいずれか）

- ・ 地方公共団体等が主催する対面研修（GAP指導員等による研修）
- ・ 農林水産省が提供するオンライン研修

みどりのチェックシートに定められた持続可能な農業生産に係る取組の実施

- ・ 取組項目：化学合成農薬の使用量低減、化学肥料の使用量低減、温室効果ガス・廃棄物の排出削減、農作業安全
 - ・ 実施した取組について、みどりのチェックシートを用いて点検・提出
- ※各取組を行ったことを証明する書類等を必要に応じて保管



<事業要件>

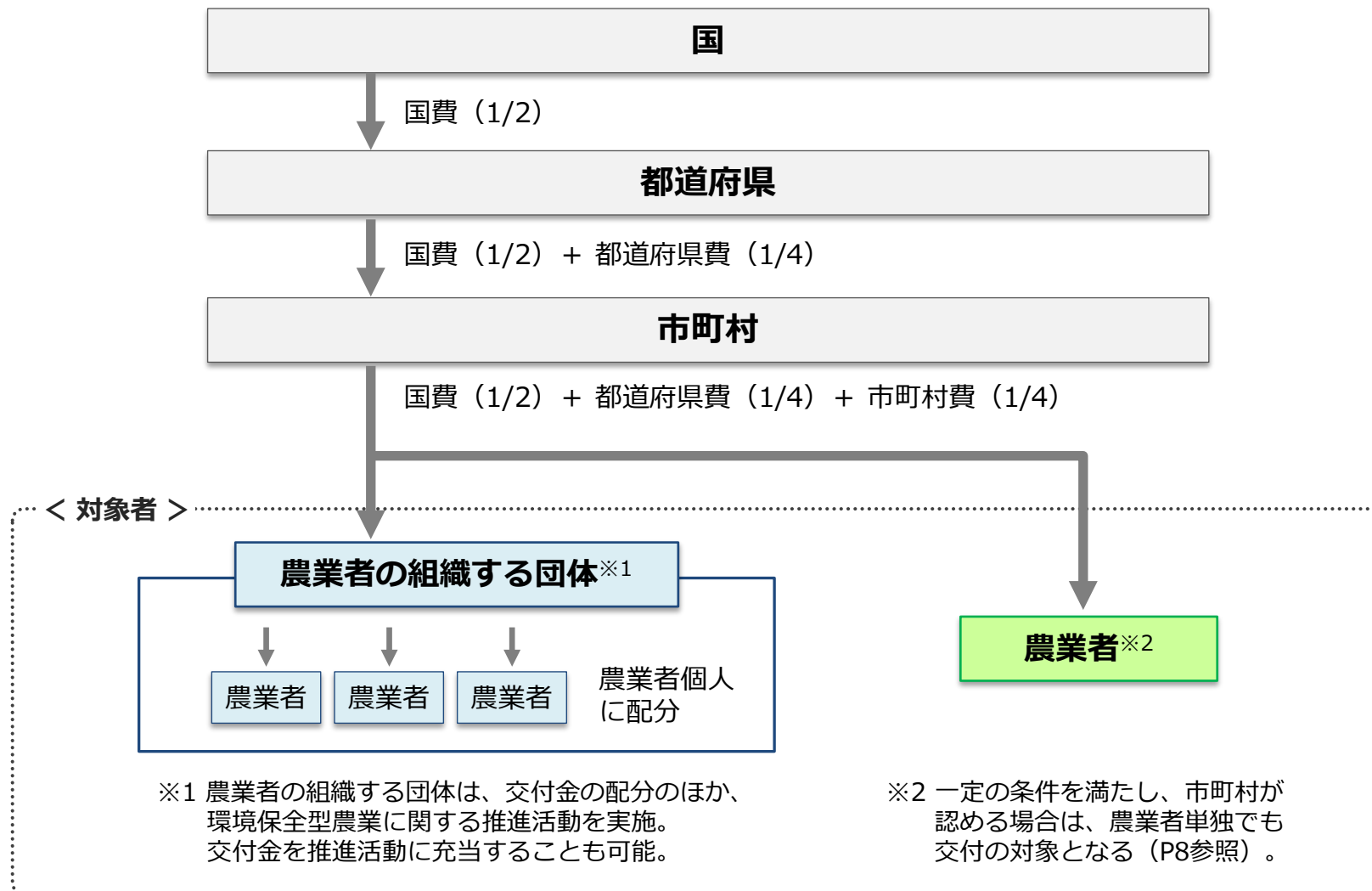
自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進する活動（推進活動）を以下の①～⑪の中から1つ以上実施

- ① 技術マニュアルや普及啓発資料などの作成・配布
- ② 実証圃の設置等による自然環境の保全に資する農業の生産方式の実証・調査
- ③ 先駆的農業者等による技術指導
- ④ 自然環境の保全に資する農業の生産方式に係る共通技術の導入や共同防除等の実施
- ⑤ ICTやロボット技術等を活用した環境負荷低減の取組
- ⑥ 地域住民との交流会（田植えや収穫等の農作業体験等）の開催
- ⑦ 土壌診断や生き物調査等環境保全効果の測定
- ⑧ 耕作放棄地を復旧し、当該農地において自然環境の保全に資する農業生産活動を実施
- ⑨ 中山間地及び指定棚田地域における自然環境の保全に資する農業生産活動を実施（農業者団体等の取組面積の過半が中山間地又は指定棚田地域の場合に限る。）
- ⑩ 農業生産活動に伴う環境負荷低減の取組や地域資源の循環利用
- ⑪ その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動の実施

多面法の基本理念に基づき、地域の農業者の連携等により環境保全型農業の普及推進を図ることを目的として事業要件を設定

7 交付ルート

- 環境保全型農業直接支払交付金の交付先は、農業者グループや多面的機能支払の活動組織等の「農業者の組織する団体」を基本とし、交付金はこれらの団体を通じて農業者個人に配分。
- このほか、「農業者の組織する団体」と同様の取組を実施する農業者として市町村が特に認める場合には、農業者単独で対象。



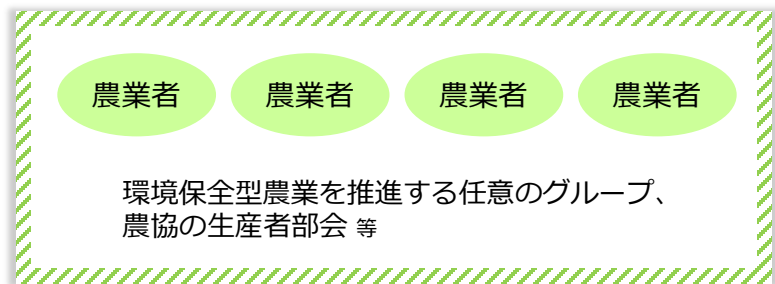
8 対象者

1. 農業者の組織する団体

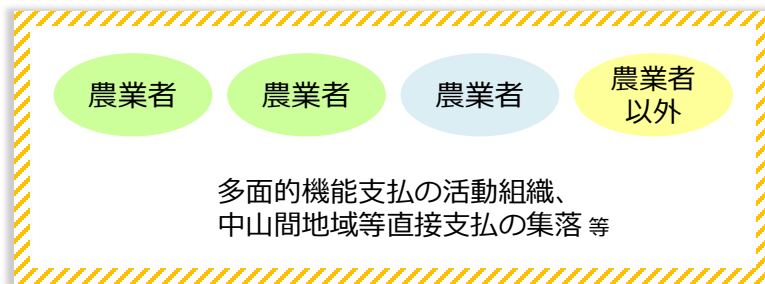
複数の農業者、又は複数の農業者及び地域住民等の地域の実情に応じた者によって構成される任意組織が対象となる。同一の団体の中に、対象活動に取り組む農業者が2名以上いることが必要。

農業者の組織する団体の例

【対象活動に取り組む農業者で構成】



【対象活動に取り組む農業者以外の者を含めて構成】



農業者 は、対象活動に取り組む農業者

農業者 は、対象活動に取り組んでいない農業者

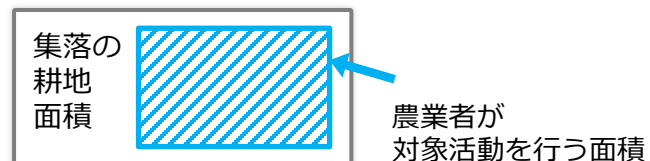
2. 一定の条件を満たす農業者

以下の①～③のいずれかに該当する事業者であって、市町村が特に認める場合、対象となる。ただし、②については令和4年度までの要件とする。

① 集落の耕地面積の一定割合以上の農地において、対象活動を行う農業者

- 対象活動の取組面積が、自身の耕作する農業集落の耕地面積の概ね1/2以上となる農業者
- 同一市町村内の対象活動の取組面積が、全国の農業集落の平均耕地面積の概ね1/2以上となる農業者

※ 土地利用型作物以外については2割以上



② 環境保全型農業を志向する他の農業者と連携して、環境保全型農業の拡大を目指す取組を行う農業者

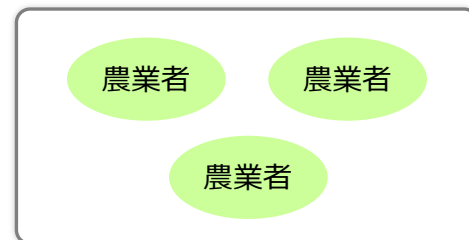
令和4年度まで

推進活動を、環境保全型農業を志向する他の農業者と連携して実施する農業者



③ 複数の農業者で構成される法人

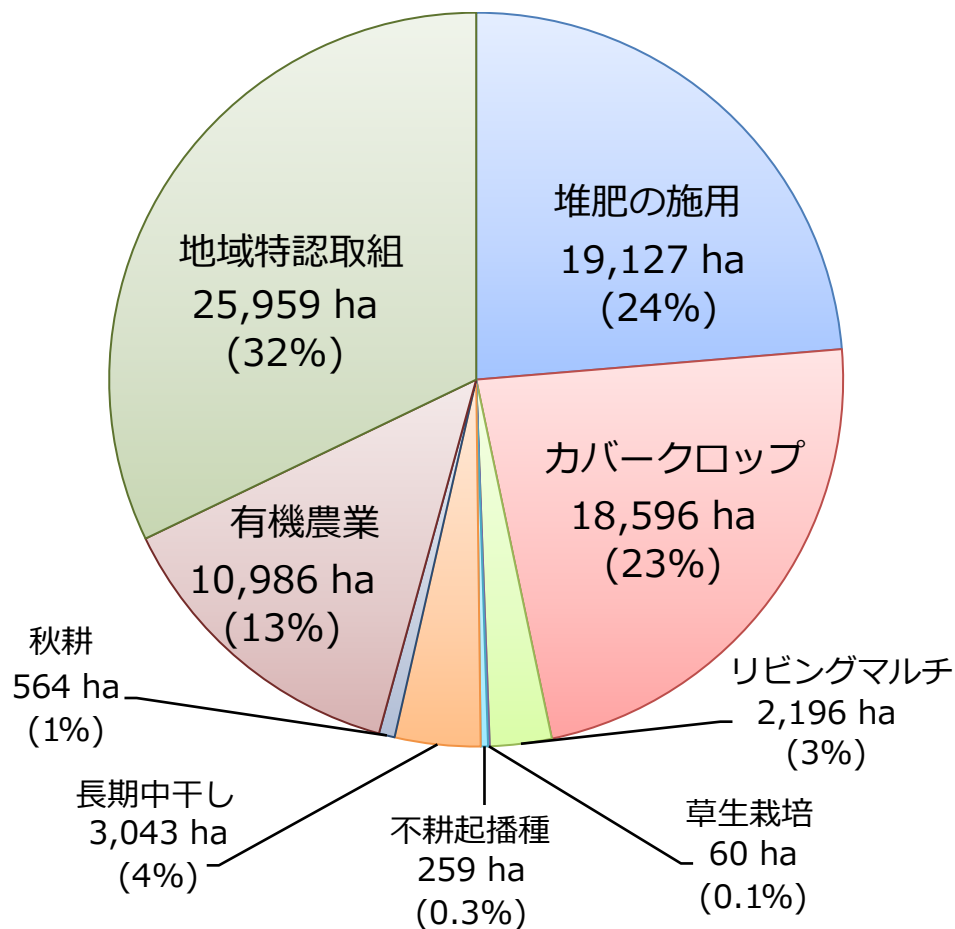
〇〇農事組合法人等、複数の農業者で構成される法人（農業協同組合を除く）



9 環境保全型農業直接支払交付金の実施状況

- 令和2年度の環境保全型農業直接支払交付金の実施面積は約8.1万ha。
- 平成30年度は、複数取組支援の廃止や天候不順等により、取組面積は平成29年度と比較して約9,600ha減少したが、令和元年度に続き令和2年度も前年度と比較して実施面積は増加した。

支援対象取組別の実施面積割合（令和2年度）



実施件数、実施市町村件数、実施面積、交付金額

	実施件数	実施市町村数	実施面積 (ha)	交付金額 (百万円)
令和2年度	3,155	841	80,789	4,451
令和元年度	3,479	887	79,839	4,543
平成30年度	3,609	885	79,465	4,514
平成29年度	3,822	899	89,082 うち2取組目 6,852 ha	4,587
平成28年度	3,740	888	84,566 うち2取組目 6,539 ha	4,578
平成27年度	4,081	872	74,180 うち2取組目 6,389 ha	4,213

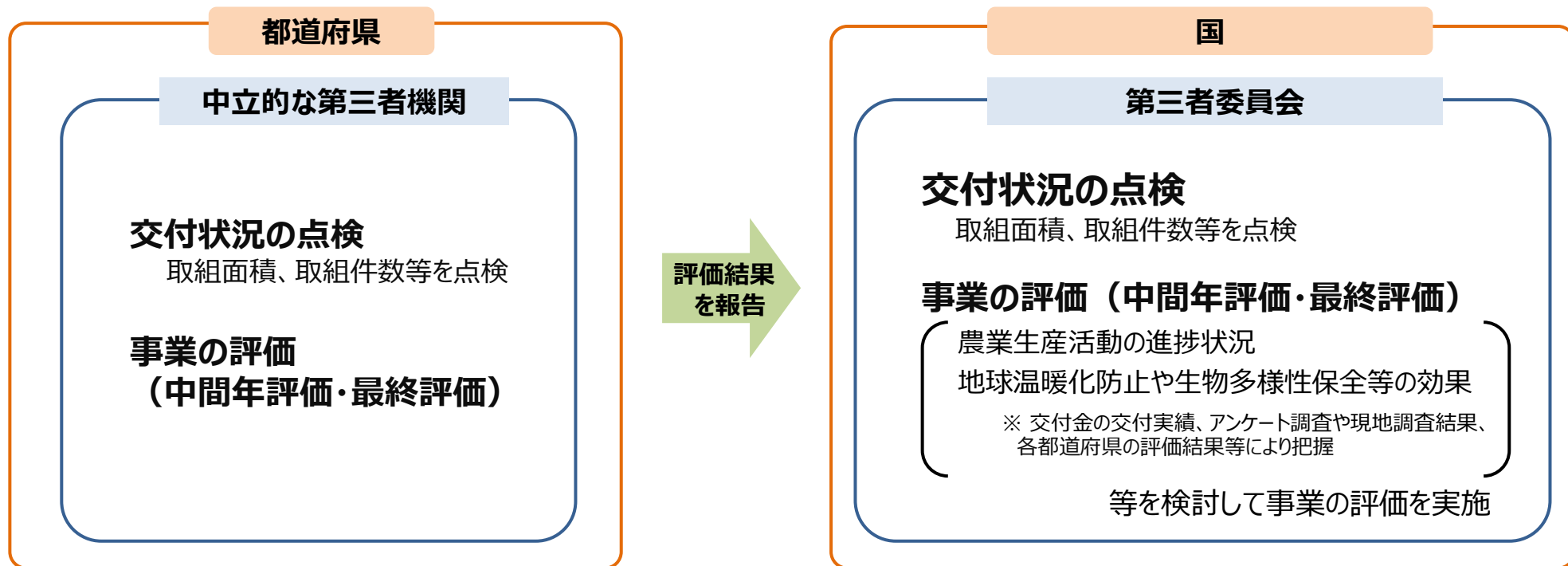
(参考) 前身事業：環境保全型農業直接支援対策

平成26年度	15,920	931	57,744	3,396
平成25年度	15,240	918	51,114	3,082
平成24年度	12,985	885	41,439	2,996
平成23年度	6,622	773	17,009	1,331

※ 交付金額は、国と地方公共団体が交付した額の合計
(交付割合 国：地方公共団体 = 1：1)

10 第三者委員会による点検・評価①

- 国及び都道府県は、交付等要綱に基づき、交付金の交付状況の点検及び効果の評価を行う中立的な第三者機関を設置。
- 国は、都道府県における評価結果の報告を受け、第三者委員会において農業者団体等による農業生産活動の進捗状況、地球温暖化防止や生物多様性保全等の効果等を検討し、事業の評価を実施。



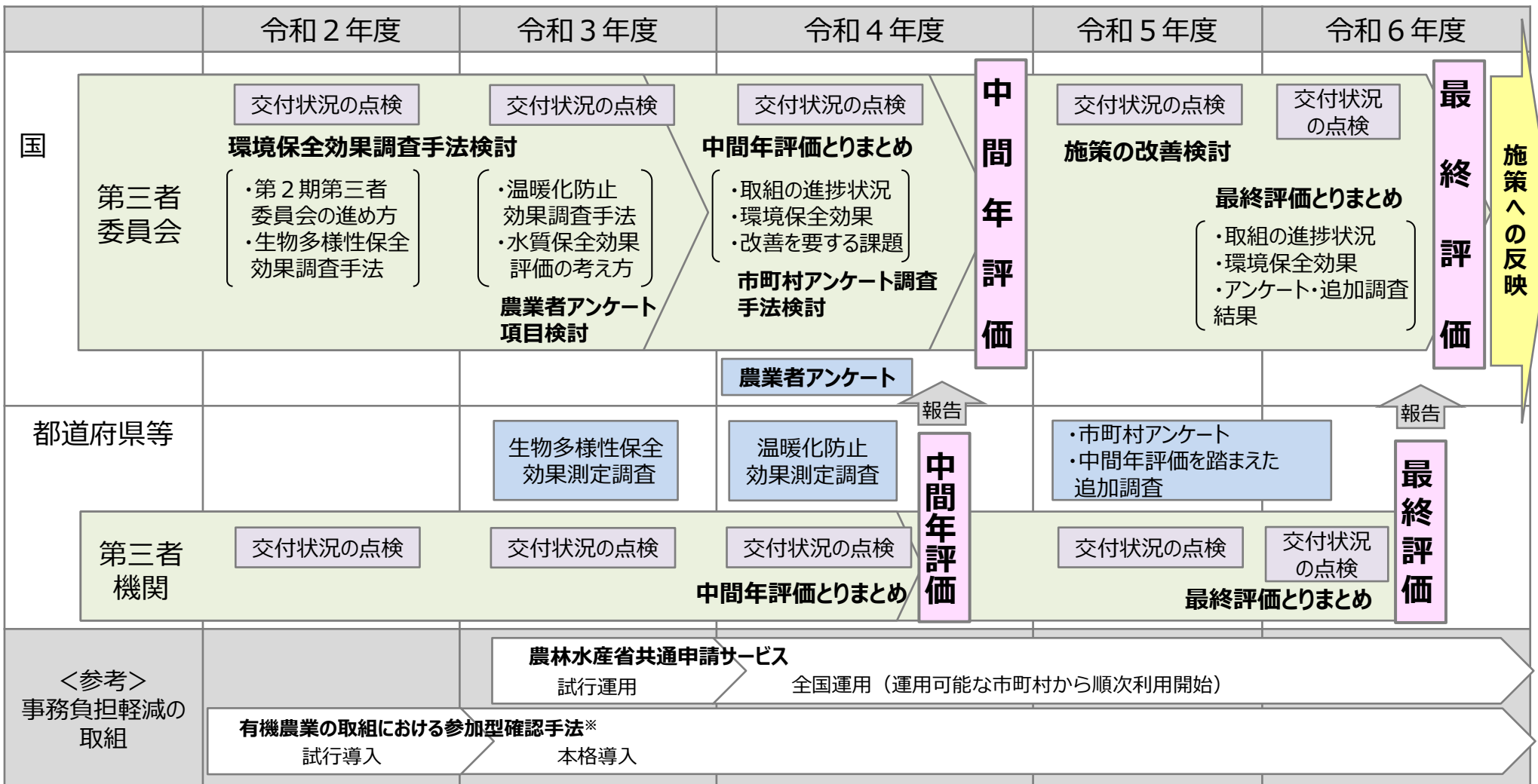
環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱（該当部分）

第6 実施体制

- 1 国は、交付金による取組が計画的かつ効果的に推進されるよう都道府県に助言するとともに、交付金の交付状況の点検及び効果の評価を行う中立的な第三者機関を設置する。
- 2 都道府県は、交付金による取組が計画的かつ効果的に推進されるよう市町村及び関係団体に助言するとともに、交付金の交付状況の点検及び効果の評価を行う中立的な第三者機関を設置する。

11 第三者委員会による点検・評価②

- 環境保全型農業直接支払交付金の取組が計画的かつ効果的に推進されるよう、交付状況の点検や効果の評価を行い、制度に反映。
- 都道府県による中間年評価や最終評価を踏まえ、国は令和4年度に中間年評価、令和6年度に最終評価を実施。



※ 令和2年度より有機農業の要件が国際水準に変更になったことに伴い、現地確認が原則必須となったことから、市町村の判断によって農業者同士での現地確認を認める手法のこと

(参考) 環境保全型農業直接支払交付金 最終評価結果

- 「環境保全型農業直接支払制度に関する第三者委員会」において、最終評価を取りまとめた（令和元年8月30日公表）。
- 支援対象としている取組のほとんどにおいて「効果が高い」と評価された。

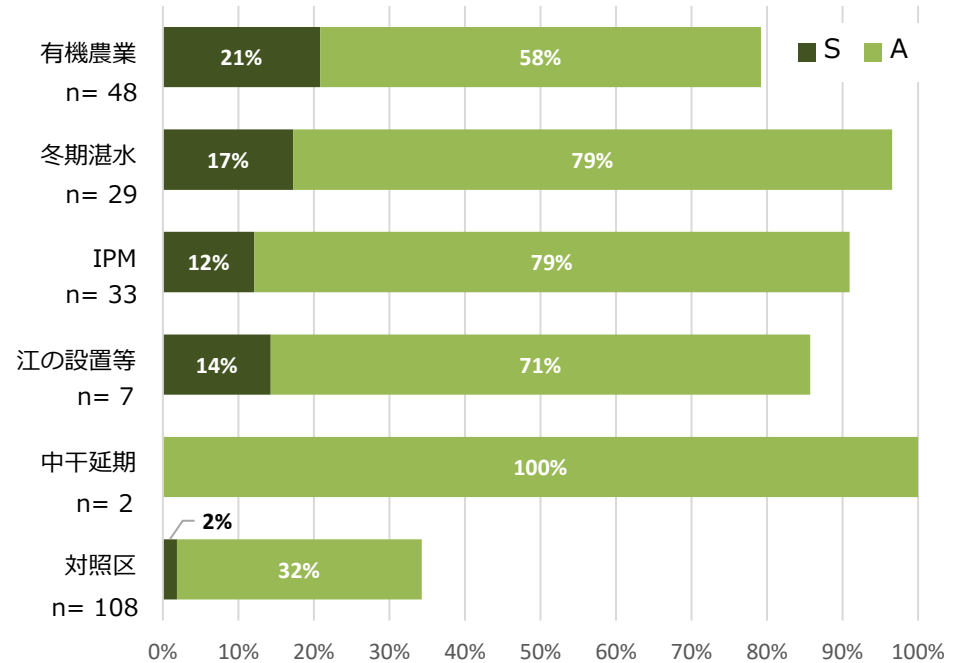
地球温暖化防止効果の評価

対象取組の種類		調査件数	単位当たり温室効果ガス削減量 (tCO ₂ /ha/年)	平成30年度実施面積 (ha)	温室効果ガス削減量 (tCO ₂ /年)
全国共通取組	有機農業	48	0.93	13,471	12,528
	カバークロープ	465	1.77	18,833	33,334
	堆肥の施用	385	2.26	18,316	41,394
地域特認取組	リビングマルチ	34	1.02	1,561	1,592
	草生栽培	30	1.09	141	154
	敷草用半自然草地の育成管理	1	1.72	3	5
	省耕起（不耕起）播種	1	1.00	21	21
	緩効性肥料×長期中干し	3	(緩効性肥料) 0.01 (長期中干し) 2.19	5,936	59 13,000
	緩効性肥料×省耕起	2	(緩効性肥料) 0.31 (省耕起) 1.00	333	103 333
	緩効性肥料×深耕	1	(緩効性肥料) 0.72 (深耕) 非評価	1	1 -
	IPM×長期中干し	3	3.87	6,523	25,244
	IPM×秋耕	7	6.85	2,281	15,625

「IPM×長期中干し」及び「IPM×秋耕」は下線部の取組における地球温暖化防止効果を評価。

計 143,393 tCO₂/年

生物多様性保全効果の評価



- S : 生物多様性が非常に高い。取り組みを継続するのが望ましい。
- A : 生物多様性が高い。取り組みを継続するのが望ましい。
- B : 生物多様性がやや低い。取り組みの改善が必要。
- C : 生物多様性が低い。取り組みの改善が必要。

※ CO₂量算出には「土壌のCO₂吸収量「見える化」サイト」（農研機構 農業環境変動研究センター）を使用

※ 評価は「農業に有用な生物多様性の指標生物調査・評価マニュアル」（農研機構 農業環境変動研究センター他）に基づき実施

**環境保全型農業直接支払交付金
高知県 中間年評価報告書**

I 都道府県における環境保全型農業推進の方針等

本県では、高知県産業振興計画（令和4年4月改定）において、環境保全型農業の推進に向けてIPM技術の普及拡大、GAPの推進、有機農業の推進などに対して目標値を掲げ取り組んでいる。令和3年4月には高知県有機農業推進基本計画を改定し、有機農業の取組面積を2030年（令和12年）には408haとすることを目標としている。

また、高知県脱炭素社会推進アクションプラン（令和4年3月策定）では、農業分野における地球温暖化対策として、有機農業を推進することによる農地土壌に関連する温室効果ガス排出の削減や、施設園芸において効率的な加温方法の普及等によるA重油使用量を削減することとしている。

II 取組の実施状況

1 支援対象取組の実績

項 目		(参考) R1実績	R2実績	R3実績	
実施市町村数		18	14	14	
実施件数		30	29	30	
交付額計（千円）		12,612.2	16,724.6	18,409.2	
実施面積計（ha）		183.6	185.8	210.0	
取 組 別 実 績	有機農業	実施件数	22	22	23
		実施面積（ha）	101.9	106.0	109.8
		交付額（千円）	8,159.2	12,727.8	13,234.6
	堆肥の施用	実施件数	1	2	1
		実施面積（ha）	9.1	10.9	14.4
		交付額（千円）	403.4	481.3	636.2
	カバークロープ	実施件数	4	4	5
		実施面積（ha）	16.8	15.4	33.5
		交付額（千円）	1,344.0	924.6	2,013.6
	リビングマルチ	実施件数	0	0	0
		実施面積（ha）	0	0	0
		交付額（千円）	0	0	0
	草生栽培	実施件数	0	0	0
		実施面積（ha）	0	0	0
		交付額（千円）	0	0	0
	不耕起播種	実施件数	0	0	0
		実施面積（ha）	0	0	0
		交付額（千円）	0	0	0
	長期中干し	実施件数	0	0	0
		実施面積（ha）	0	0	0
		交付額（千円）	0	0	0

(案)

秋耕	実施件数	0	0	0
	実施面積 (ha)	0	0	0
	交付額 (千円)	0	0	0
土着天敵の温存利用技術	実施件数	1	0	0
	実施面積 (ha)	0.5	0	0
	交付額 (千円)	44.8	0	0
冬期湛水管理 (有機質肥料施用・畦補強実施)	実施件数	2	2	2
	実施面積 (ha)	10.9	10.9	10.9
	交付額 (千円)	874.4	873.6	872.8
冬期湛水管理 (有機質肥料施用・畦補強未実施)	実施件数	1	2	0
	実施面積 (ha)	0.6	0.5	0
	交付額 (千円)	47.6	41.3	0
冬期湛水管理 (有機質肥料未施用・畦補強実施)	実施件数	0	0	0
	実施面積 (ha)	0	0	0
	交付額 (千円)	0	0	0
冬期湛水管理 (有機質肥料未施用・畦補強未実施)	実施件数	1	1	1
	実施面積 (ha)	43.4	41.9	41.3
	交付額 (千円)	1,738.8	1,676.0	1,652.0
インセクタリープランツの植栽	実施件数	0	0	0
	実施面積 (ha)	0	0	0
	交付額 (千円)	0	0	0

2 推進活動の実施件数

推進活動	(参考) R1実績	R2実績	R3実績
自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の技術向上に関する活動			
技術マニュアルや普及啓発資料などの作成・配布	2	2	2
実証圃の設置等による自然環境の保全に資する農業の生産方式の実証・調査	1	1	2
先駆的農業者等による技術指導	6	5	5
自然環境の保全に資する農業の生産方式に係る共通技術の導入や共同防除等の実施	2	1	1
ICT やロボット技術等を活用した環境負荷低減の取組	0	0	1
自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の理解増進や普及に関する活動			
地域住民との交流会（田植えや収穫等の農作業体験等）の開催	3	1	2
土壌診断や生き物調査等環境保全効果の測定	0	7	7
その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動			
耕作放棄地を復旧し、当該農地において自然環境の保全に資する農業生産活動の実施	1	0	2
中山間地及び指定棚田地域における自然環境の保全に資する農業生産活動の実施	10	16	18
農業生産活動に伴う環境負荷低減の取組や地域資源の循環利用	0	1	1
その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動の実施	0	1	1

(案)

3 都道府県が設定した要件等

(1) 実施要領第4の1の(1)のイにより都道府県が設定した堆肥の施用量及び交付単価

堆肥の種類	対象作物	10アール当たりの施用量	10アール当たりの交付単価 (国と地方の合計)

(2) 実施要領第4の1の(9)により都道府県知事が特に必要と認めた取組

土着天敵の 温存利用技 術	取組の概要	ほ場内に定着した土着の天敵類を、栽培終了後に育苗ハウスや遊休ハウスに移して温存し、次作の栽培初期から安定的に利用できるようにする取組
	対象地域	県全域
	対象作物	野菜類
	10アール当たりの交付 単価(国と地方の合計)	8,000円
冬期湛水管 理	取組の概要	冬期の水田に水を張ることで鳥類その他の生物の生息場所を確保し、生物多様性を確保する取組
	対象地域	県全域
	対象作物	水稻
	10アール当たりの交付 単価(国と地方の合計)	8,000円(有機質肥料施用・畦補強実施) 7,000円(有機質肥料施用・畦補強未実施) 5,000円(有機質肥料未施用・畦補強実施) 4,000円(有機質肥料未施用・畦補強未実施)
インセク タリープラ ンツの植栽	取組の概要	土着天敵を安定的に供給する手段として、作物の周辺にインセクタリープランツ(天敵温存植物)を栽培する取組
	対象地域	県全域
	対象作物	オクラ
	10アール当たりの交付 単価(国と地方の合計)	4,000円

(3) 実施要領第4の2の(4)により設定された化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例

作物名	対象地域	設定された特例の内容

(4) 実施要領第4の3により設定された、地方公共団体が定める地域独自の要件

地方公共団体	独自要件の内容

Ⅲ 環境保全効果等の効果

1 地球温暖化防止効果

全国共通取組の有機農業・堆肥の施用・カバークロープ・リビングマルチ・草生栽培・不耕起播種・長期中干し・秋耕は、国が実施した環境保全型農業直接支払交付金第1期最終評価（令和元年8月）において「地球温暖化防止効果が高い」と評価されている。

これらのうち本県では、有機農業・堆肥の施用・カバークロープの取組が実施されており、その面積は令和元年の127.8haから令和3年には157.7haと29.9ha増加しており、地球温暖化防止効果に資する取組面積が拡大している。

2 生物多様性保全効果

全国共通取組の有機農業、冬期湛水管理、総合的病害虫・雑草管理（IPM）の取組は、国が実施した環境保全型農業直接支払交付金第1期最終評価（令和元年8月）において「生物多様性保全効果が高い」と評価されている。

本県において上記取組は、生物多様性保全効果に資する取組として令和元年の157.3haから令和3年には162.0haと4.7ha増加しており、生物多様性保全効果に資する取組が拡大している。

3 その他の効果

特になし

Ⅳ 事業の評価及び今後の方針

1. 事業の評価

県内の取組面積は令和元年の183.6haが令和3年には210.0haにまで増加しており、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動が県内で着実に推進されている。第2期における取組面積の増加の主な要因は、令和元年対比でカバークロープの取組面積（200%）、堆肥の施用面積（158%）と取組が拡大したことによるものである。

2. 今後の方針

高知県産業振興計画や高知県有機農業推進基本計画の目標を達成するために、環境保全型農業直接支払交付金事業は必要不可欠であることから、今後も継続して取組の拡大を推進する。推進にあたっては、本県の気候や栽培条件に適した環境保全型農業の取組を拡大すること、また農業の抱える農業者の高齢化や減少といった課題に対応するため、市町村等からのご意見を踏まえて地域特認取組の追加を検討する。

令和 4 年度

第 1 回高知県農業経営・生産対策等に関する第三者委員会

配布資料

(3) 多面的機能支払交付金について

- 令和 3 年度多面的機能支払交付金の実施状況について
- 多面的機能支払交付金の取組拡大に向けた推進について

農業政策課

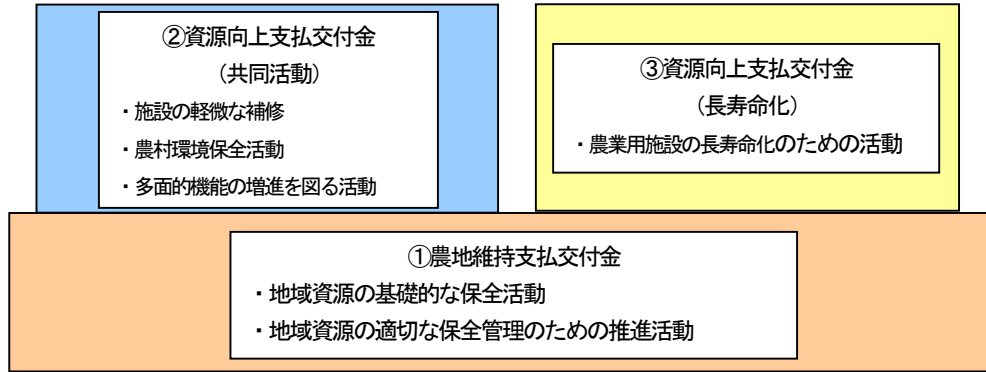
多面的機能支払交付金に係る制度の概要について

1 背景・目的

- 「日本型直接支払制度」(H27年度法制化)の1つとして実施。
(多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金)
- 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農地を維持していくために農業者等が行う地域資源の基礎的保全活動等を支援するとともに、農業者だけでなく地域住民等も参画した地域資源の質的向上を図る共同活動や老朽化が進む農業用施設の長寿命化を行う活動組織に対し交付金を交付する。

2 概要

(1) 交付金の構成



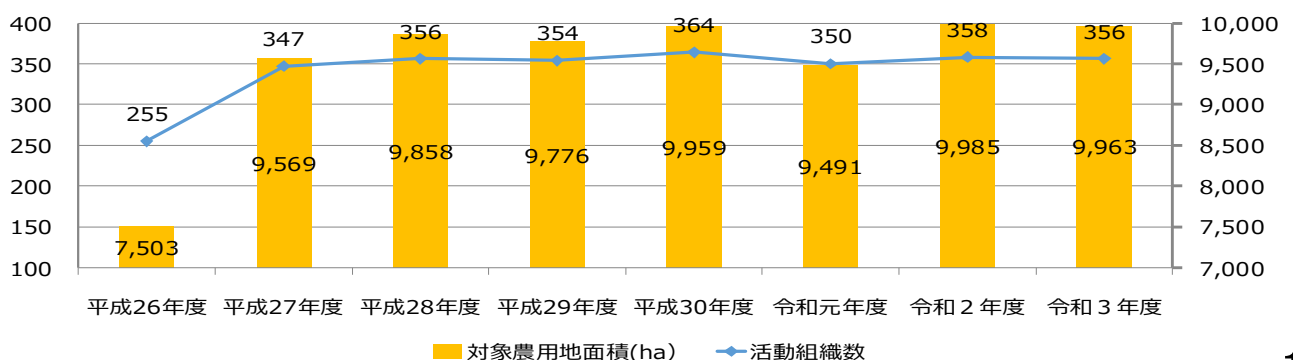
(2) 交付単価、活動内容等

区分	地目	交付単価(10a当たり)	活動内容	活動組織の要件
①農地維持支払交付金	田	3,000円	基礎的保全活動(水路の泥上げ、農道の草刈り等)、地域資源の適切な保全管理のための推進活動を支援	農業者のみでもOK
	畑	2,000円		
	草地	250円		
②資源向上支払交付金(共同活動)	田	2,400円	施設の軽微な補修や農村環境保全活動、多面的機能の増進等を支援	非農業者の参加が要件
	畑	1,440円		
	草地	240円		
③資源向上支払交付金(長寿命化)	田	4,400円	施設の長寿命化のための活動 (まとまった規模の施設の補修・更新等) 原則工事1件当たりの費用は200万円未満	農業者のみでもOK
	畑	2,000円		
	草地	400円		
④資源向上支払交付金(組織の広域化・体制強化)	—	40,000円/組織~	組織の広域化・体制強化を支援	—

(3) 活動組織数、交付金対象農用地面積

区分	平成30年度実績		令和元年度実績		令和2年度実績		令和3年度実績		R3/R2面積比
	組織数	(ha)	組織数	(ha)	組織数	(ha)	組織数	(ha)	
①農地維持支払交付金	341	9,437	333	9,211	336	9,603	336	9,607	100%
②資源向上支払交付金(共同活動)	243	6,989	232	6,713	237	7,047	235	7,034	100%
③資源向上支払交付金(長寿命化)	255	7,955	243	7,629	253	8,042	245	7,952	99%
④資源向上支払交付金(組織の広域化・体制強化)	—	—	—	—	1	48	1	48	100%
合計	364	9,959	350	9,491	358	9,985	356	9,963	100%

<多面的機能支払交付金の活動組織数と対象農用地面積の推移>



令和3年度の高知県における活動実績

1 活動組織の構成 (取組組織数:356組織)

	農業者 (人、団体)					農業者以外 (人、団体)										
	個人	団体				個人	団体									
		農事組合法人	営農組合	その他	計		自治会	女性会	子供会	土地改良区	JA	学校・PTA	NPO	その他	計	
全体	15,345	29	31	83	143	2,416	304	45	17	19	11	36	2	251	685	
1組織あたり平均	43.1				0.4	6.8									1.9	

2 保安全管理する施設 (取組組織数:356組織)

	水路(km)	農道(km)	ため池(箇所)
全体	3,192	1,785	107
1組織あたり平均	9.0	5.0	0.3

地区の消防団や任意の組織で、「〇〇地区の未来を考える会」「〇〇地区老人クラブ」老人会など

3 資源向上支払交付金(共同活動)の農村環境保全活動の実施状況 (取組組織数:235組織)

テーマ	生態系保全	水質保全	景観形成・生活環境保全	水田貯留・地下水かん養	資源循環	計
実践活動の選択数	34	23	280	4	1	342

4 資源向上支払交付金(共同活動)の多面的機能の増進を図る活動の実施状況 (取組組織数:201組織)

活動項目	遊休農地の有効活用	鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化	地域住民による直営施工	防災・減災力の強化	農村環境保全活動の幅広い展開	やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	広報活動	計
活動項目の選択数	19	92	94	2	33	4	1	49	294

5 交付金の収支実績 (取組組織数:356組織)

収入の部(円)							支出の部(円)							
前年度からの持越額(農地維持+共同活動)	前年度からの持越額(長寿命化)	農地維持支払交付金	資源向上支払交付金(共同)	資源向上支払交付金(長寿命化)	利子等	合計	日当	購入・リース費	外注費	その他	返還	次年度への持越額(農地維持+共同活動)	次年度への持越額(長寿命化)	合計
124,601,956	100,540,914	278,921,425	123,026,956	239,615,034	2,237,018	868,943,303	238,853,281	120,842,825	195,176,125	43,404,703	17,386,322	134,933,671	118,346,376	868,943,303

多面的機能支払交付金 R3実施状況一覧表

※10a単位で四捨五入のため実数値とは合致しません

農業振興 センター 管内	市町村名	農地維持支払交付金							R3 交付金額 (千円)	R3 県交付金額 (負担額) (千円)
		実施市 町村	実施 地区数	対象農用地(ha)			R3 交付金額 (千円)	R3 県交付金額 (負担額) (千円)		
				田	畑	草地				
安芸	室戸市	○	7	171.8	131.3	39.5	1.1	4,730	1,183	
	安芸市	○	8	568.0	535.5	32.5		16,716	4,179	
	東洋町	○	1	63.9	63.9			1,916	479	
	奈半利町	○	5	86.7	78.4	8.3		2,517	629	
	田野町	○	1	26.6	26.6			797	199	
	安田町	○	7	135.1	131.3	3.8		4,016	1,004	
	北川村	○	1	35.3	24.1	11.3		948	237	
	馬路村	○	1	9.0	3.3	5.8		214	53	
	芸西村	○	6	114.1	113.3	0.8		3,414	853	
小計	9	37	1,210.5	1,107.6	101.9	1.1	35,267	8,817		
中央東	南国市	○	29	1,074.4	1,050.5	23.9		31,993	7,998	
	香南市	○	10	273.6	223.9	49.7		7,710	1,927	
	香美市	○	25	524.3	482.5	41.3	0.6	15,302	3,825	
	本山町	○	1	194.7	182.4	12.2		5,718	1,429	
	大豊町	○	1	87.5	49.4	38.1		2,244	561	
	土佐町	○	9	194.5	185.1	9.4		5,740	1,435	
	大川村									
小計	6	75	2,348.9	2,173.7	174.6	0.6	68,706	17,177		
中央西	高知市	○	8	470.5	443.6	26.8		13,845	3,461	
	土佐市	○	3	85.9	72.8	13.1		2,446	611	
	いの町	○	2	17.0	7.7	9.3		417	104	
	佐川町	○	14	258.6	255.8	2.8		7,730	1,932	
	越知町	○	19	182.9	66.8	116.1		4,327	1,082	
	仁淀川町									
	日高村	○	1	127.1	126.5	0.6		3,808	952	
小計	6	47	1,141.9	973.3	168.7		32,572	8,143		
須崎	須崎市	○	5	125.9	123.4	2.5		3,752	938	
	中土佐町	○	3	58.9	56.2	2.7		1,739	435	
	四万十町	○	43	1,678.1	1,602.4	75.7		49,586	12,396	
	梶原町									
	津野町	○	14	125.3	69.4	55.8		3,200	800	
小計	4	65	1,988.1	1,851.4	136.7		58,277	14,569		
幡多	四万十市	○	48	1,254.2	1,117.5	136.7		36,258	9,065	
	宿毛市	○	16	606.8	549.9	56.9		17,636	4,409	
	土佐清水市	○	13	354.4	327.4	27.0		10,361	2,590	
	黒潮町	○	20	385.3	285.7	99.6		10,563	2,641	
	大月町	○	2	37.6	32.4	5.2		1,076	269	
	三原村	○	13	279.4	261.9	17.5		8,206	2,052	
小計	6	112	2,917.6	2,574.8	342.8		84,099	21,025		
合計	31	336	9,607.1	8,680.7	924.7	1.7	278,921	69,730		

多面的機能支払交付金 R3実施状況一覧表

※10a単位で四捨五入のため実数値とは合致しません

農業振興 センター 管内	市町村名	農地維持支払交付金								資源向上支払交付金(共同)							
		実施市町村	実施地区数	対象農用地(ha)			R3 交付金額 (千円)	R3 県交付金 額 (負担額) (千円)	実施市町村	実施地区数	対象農用地(ha)			R3 交付金額 (千円)	R3 県交付金 額 (負担額) (千円)		
				田	畑	草地					田	畑	草地				
安芸	室戸市	○	7	171.8	131.3	39.5	1.1	4,730	1,183	○	7	171.8	131.0	39.7	1.1	2,509	627
	安芸市	○	8	568.0	535.5	32.5		16,716	4,179	○	4	211.3	196.9	14.5		3,700	925
	東洋町	○	1	63.9	63.9			1,916	479								
	奈半利町	○	5	86.7	78.4	8.3		2,517	629	○	1	55.0	54.3	0.7		821	205
	田野町	○	1	26.6	26.6			797	199								
	安田町	○	7	135.1	131.3	3.8		4,016	1,004								
	北川村	○	1	35.3	24.1	11.3		948	237	○	1	35.3	23.2	12.1		549	137
	馬路村	○	1	9.0	3.3	5.8		214	53	○	1	9.0	3.3	5.8		121	30
	芸西村	○	6	114.1	113.3	0.8		3,414	853	○	6	114.1	113.3	0.8		1,706	427
小計	9	37	1,210.5	1,107.6	101.9	1.1	35,267	8,817	6	20	596.6	522.0	73.6	1.1	9,406	2,351	
中央東	南国市	○	29	1,074.4	1,050.5	23.9		31,993	7,998	○	29	1,074.4	1,050.5	23.9		19,011	4,753
	香南市	○	10	273.6	223.9	49.7		7,710	1,927	○	10	273.6	223.9	49.7		5,181	1,295
	香美市	○	25	524.3	482.5	41.3	0.6	15,302	3,825	○	25	524.3	480.9	42.8	0.6	9,496	2,374
	本山町	○	1	194.7	182.4	12.2		5,718	1,429	○	1	194.7	182.4	12.2		3,985	996
	大豊町	○	1	87.5	49.4	38.1		2,244	561								
	土佐町	○	9	194.5	185.1	9.4		5,740	1,435	○	8	183.9	174.5	9.4		3,243	811
	大川村																
小計	6	75	2,348.9	2,173.7	174.6	0.6	68,706	17,177	5	73	2,250.9	2,112.2	138.1	0.6	40,917	10,229	
中央西	高知市	○	8	470.5	443.6	26.8		13,845	3,461	○	6	374.7	355.5	19.2		6,989	1,747
	土佐市	○	3	85.9	72.8	13.1		2,446	611	○	3	85.9	72.8	13.1		1,452	363
	いの町	○	2	17.0	7.7	9.3		417	104								
	佐川町	○	14	258.6	255.8	2.8		7,730	1,932	○	7	180.3	179.3	1.0		3,238	809
	越知町	○	19	182.9	66.8	116.1		4,327	1,082	○	5	55.8	6.0	49.9		646	161
	仁淀川町																
	日高村	○	1	127.1	126.5	0.6		3,808	952	○	1	127.1	126.5	0.6		2,284	571
小計	6	47	1,141.9	973.3	168.7		32,572	8,143	5	22	823.8	740.0	83.8		14,608	3,652	
須崎	須崎市	○	5	125.9	123.4	2.5		3,752	938	○	4	114.3	112.1	2.2		1,864	466
	中土佐町	○	3	58.9	56.2	2.7		1,739	435	○	2	28.9	28.6	0.2		432	108
	四万十町	○	43	1,678.1	1,602.4	75.7		49,586	12,396	○	12	426.9	422.8	4.1		7,655	1,914
	梶原町																
	津野町	○	14	125.3	69.4	55.8		3,200	800								
小計	4	65	1,988.1	1,851.4	136.7		58,277	14,569	3	18	570.1	563.6	6.5		9,950	2,488	
幡多	四万十市	○	48	1,254.2	1,117.5	136.7		36,258	9,065	○	38	1,129.6	1,000.8	128.9		19,255	4,814
	宿毛市	○	16	606.8	549.9	56.9		17,636	4,409	○	16	606.6	549.5	57.1		10,876	2,719
	土佐清水市	○	13	354.4	327.4	27.0		10,361	2,590	○	13	354.4	327.4	27.0		6,207	1,552
	黒潮町	○	20	385.3	285.7	99.6		10,563	2,641	○	20	385.3	285.7	99.6		6,188	1,547
	大月町	○	2	37.6	32.4	5.2		1,076	269	○	2	37.6	32.4	5.2		779	195
	三原村	○	13	279.4	261.9	17.5		8,206	2,052	○	13	279.4	258.3	21.1		4,802	1,200
小計	6	112	2,917.6	2,574.8	342.8		84,099	21,025	6	102	2,792.8	2,454.0	338.9		48,106	12,026	
合計	31	336	9,607.1	8,680.7	924.7	1.7	278,921	69,730	25	235	7,034.2	6,391.7	640.8	1.7	122,987	30,747	

多面的機能支払交付金 R3実施状況一覧表

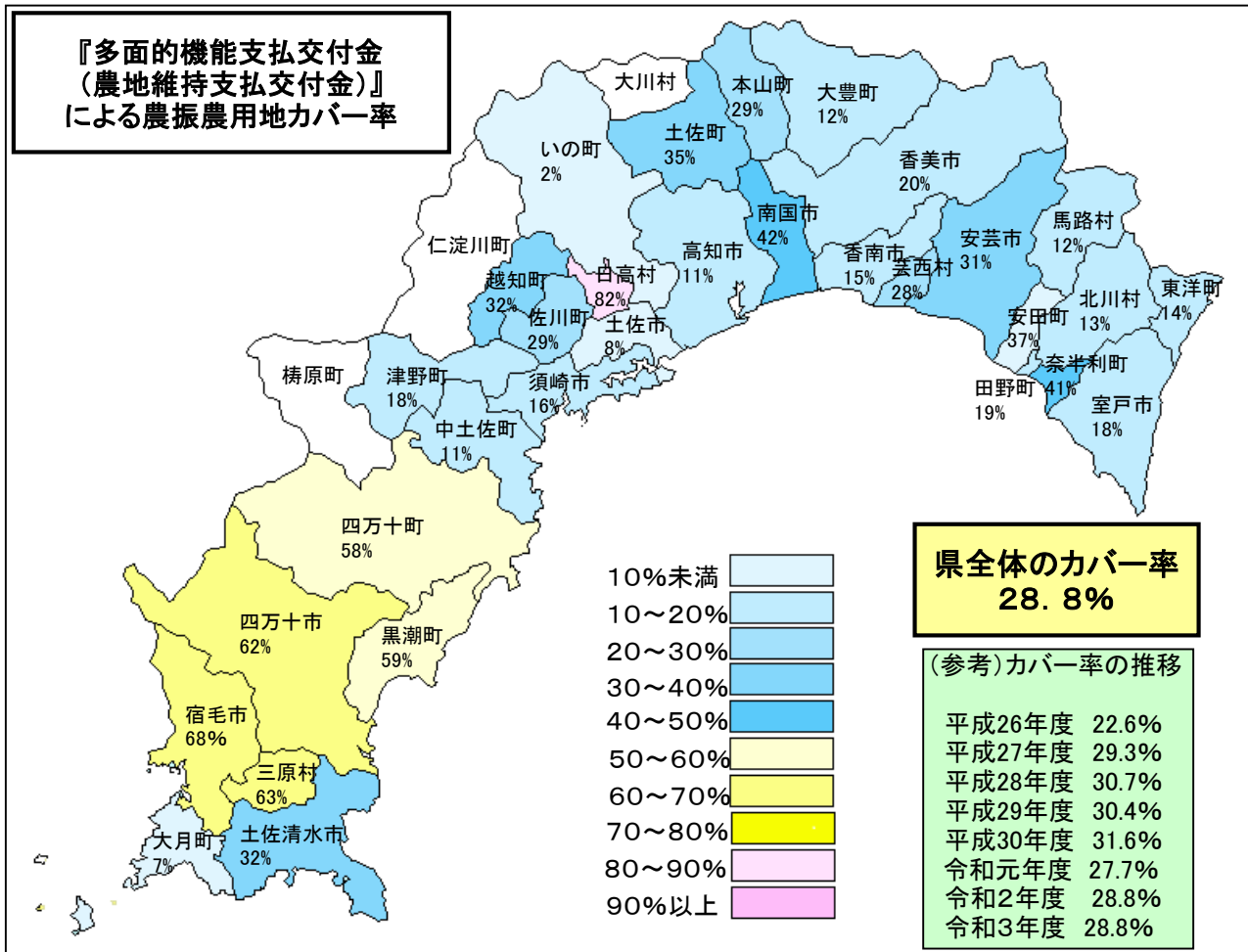
※10a単位で四捨五入のため実数値とは合致しません

農業振興 センター 管内	市町村名	資源向上支払交付金(長寿命化)							合 計								
		実施 市 町村	実施 地区数	対象農用地(ha)			R3 交付金額 (千円)	R3 県交付金額 (負担額) (千円)	実施 市 町村	実施 地区数	対象農用地(ha)			R3 交付金額 (千円)	R3 県交付金額 (負担額) (千円)		
				田	畑	草地					田	畑	草地				
安芸	室戸市							○	7	171.8	131.3	39.5	1.1	7,239	1,810		
	安芸市	○	7	554.2	525.4	28.9	23,693	5,923	○	8	568.0	535.5	32.5	37,317	9,329		
	東洋町	○	1	63.9	63.9		2,809	702	○	1	63.9	63.9		3,920	980		
	奈半利町	○	1	10.2	7.0	3.2	308	77	○	5	86.7	78.4	8.3	3,558	890		
	田野町								○	1	26.6	26.6		797	199		
	安田町								○	7	135.1	131.3	3.8	4,016	1,004		
	北川村	○	1	35.3	23.2	12.1	1,264	316	○	1	35.3	24.1	11.3	2,398	599		
	馬路村								○	1	9.0	3.3	5.8	335	84		
	芸西村								○	6	114.1	113.3	0.8	5,120	1,280		
小計	4	10	663.6	619.4	44.2	28,074	7,019	9	37	1,210.5	1,107.6	101.9	1.1	64,699	16,175		
中央東	南国市	○	25	937.2	914.9	22.2	40,368	10,092	○	30	1,080.0	1,055.1	25.0	79,801	19,950		
	香南市	○	6	162.0	136.1	25.8	6,507	1,627	○	10	273.6	223.9	49.7	17,533	4,383		
	香美市	○	21	397.7	364.5	32.7	0.6	16,693	4,173	○	25	524.3	482.5	41.3	0.6	36,708	9,177
	本山町	○	1	194.7	182.4	12.2		8,272	2,068	○	1	194.7	182.4	12.2	15,603	3,901	
	大豊町								○	1	87.5	49.4	38.1	2,244	561		
	土佐町	○	4	104.0	94.1	6.9	3.0	4,289	1,072	○	11	266.9	248.2	15.8	3.0	13,272	3,011
	大川村																
小計	5	57	1,795.5	1,692.0	99.9	3.6	76,128	19,032	6	78	2,427.0	2,241.4	182.0	3.6	165,161	40,983	
中央西	高知市	○	8	464.1	440.4	23.7	19,850	4,962	○	8	470.5	443.6	26.8	34,978	8,775		
	土佐市	○	3	85.9	72.8	13.1	3,465	866	○	3	85.9	72.8	13.1	6,369	1,592		
	いの町								○	2	17.0	7.7	9.3	417	104		
	佐川町	○	12	238.3	235.7	2.6	10,422	2,606	○	14	258.6	255.8	2.8	18,403	4,601		
	越知町	○	4	70.7	24.1	46.6	1,991	498	○	19	182.9	66.8	116.1	6,394	1,598		
	仁淀川町																
	日高村	○	1	127.1	126.5	0.6	5,579	1,395	○	1	127.1	126.5	0.6	10,071	2,518		
小計	5	28	986.1	899.4	86.7		41,307	10,327	6	47	1,141.9	973.3	168.7	76,632	19,188		
須崎	須崎市								○	5	125.9	123.4	2.5	5,616	1,404		
	中土佐町								○	3	58.9	56.2	2.7	2,171	543		
	四万十町	○	37	1,602.0	1,529.2	72.8	68,700	17,175	○	43	1,678.1	1,602.4	75.7	106,248	26,562		
	梶原町	○	6	128.9	93.7	35.2	4,826	1,207	○	6	128.9	93.7	35.2	3,443	861		
	津野町								○	14	125.3	69.4	55.8	3,200	800		
小計	2	43	1,730.8	1,622.9	107.9		73,526	18,382	5	71	2,117.0	1,945.1	171.9	120,678	30,169		
幡多	四万十市	○	53	1,306.6	1,163.5	143.2	53,940	13,485	○	59	1,403.4	1,249.9	153.5	93,995	23,499		
	宿毛市	○	14	555.3	543.6	11.6	24,152	6,038	○	16	606.8	549.9	56.9	45,741	11,435		
	土佐清水市	○	13	354.4	327.4	27.0	14,944	3,736	○	13	354.4	327.4	27.0	27,230	6,807		
	黒潮町	○	14	280.3	200.3	80.0	10,413	2,603	○	20	385.3	285.7	99.6	24,220	6,055		
	大月町								○	2	37.6	32.4	5.2	1,854	464		
	三原村	○	13	279.4	258.3	21.1	11,696	2,924	○	13	279.4	261.9	17.5	21,352	5,338		
小計	5	107	2,775.9	2,493.0	282.9		115,145	28,786	6	123	3,066.8	2,707.2	359.6	214,391	53,598		
合 計	21	245	7,951.9	7,326.8	621.5	3.6	334,181	83,545	32	356	9,963.2	8,974.5	984.1	4.7	641,561	160,113	

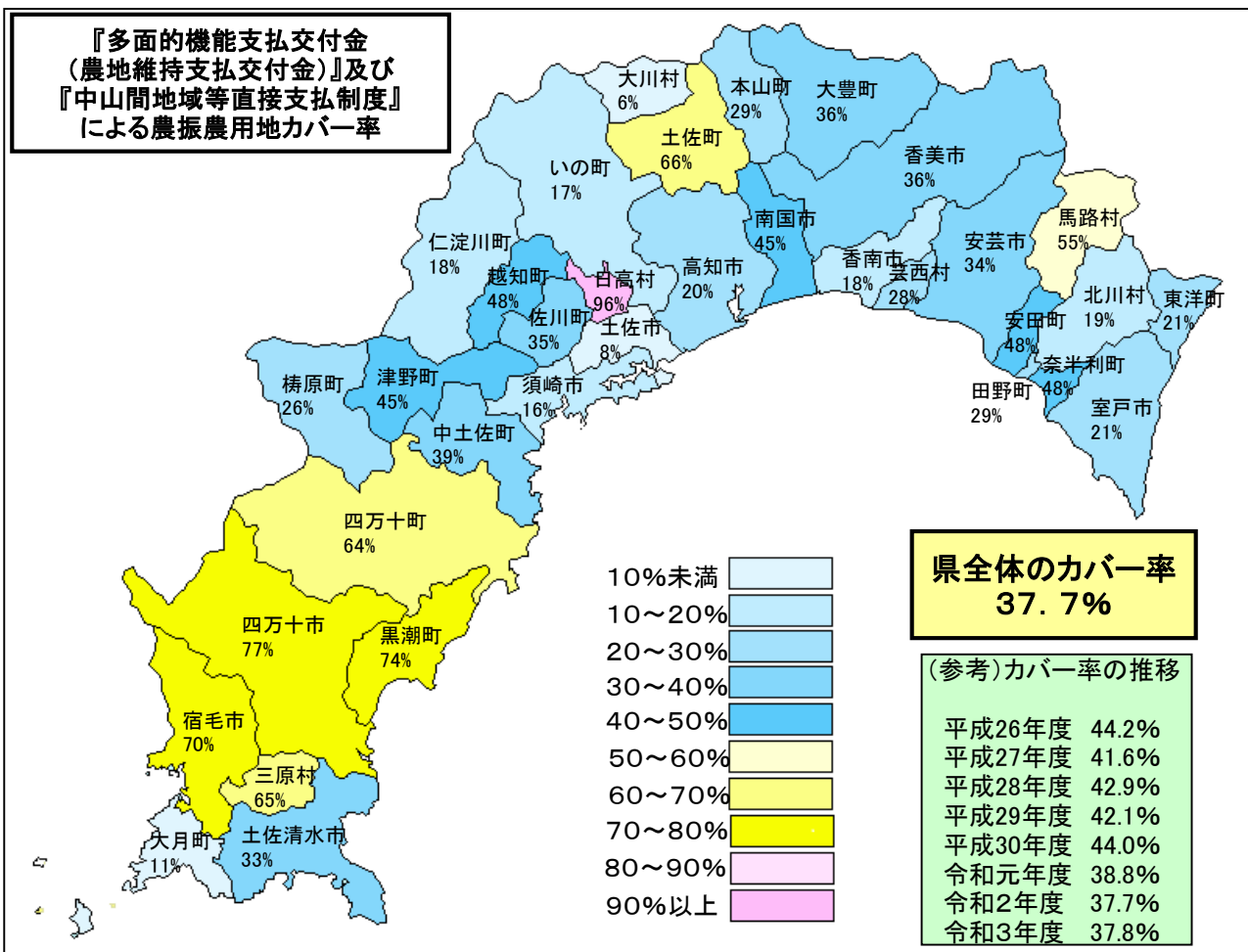
「多面的機能支払交付金(農地維持支払)」・「中山間地域等直接支払制度」における面積カバー率

農業振興センター管内	市町村名	農振農用地面積 (R2.12)	「多面的機能支払交付金(農地維持支払交付金)」(R4.3月末時点)										「中山間地域等直接支払制度」(R4.3月末時点)			「多面的」と「中山間直払」での農振比率	
			活動組織数	対象農用地 (ha)				面積カバー率	交付金額 (千円)	「中山間直払」との重複			協定数	交付面積 (ha)	交付金額 (千円)	カバー面積 (ha)	カバー率
				農用地計	田	畑	草地			地区数	面積 (ha)	対象面積に占める比率					
安芸	室戸市	943.2	7	171.8	131.3	39.5	1.1	18.2%	4,730	1	18.2	10.6%	4	45.9	9,256	199.6	21.2%
	安芸市	1,842.8	8	568.0	535.5	32.5		30.8%	16,716				10	60.4	3,944	628.5	34.1%
	東洋町	450.3	1	63.9	63.9			14.2%	1,916				1	32.6	3,002	96.5	21.4%
	奈半利町	210.0	5	86.7	78.4	8.3		41.3%	2,517	4	31.7	36.6%	8	46.0	6,749	101.0	48.1%
	田野町	143.1	1	26.6	26.6			18.6%	797	1	26.6	100.0%	6	40.9	7,706	40.9	28.6%
	安田町	363.0	7	135.1	131.3	3.8		37.2%	4,016	3	12.2	9.0%	8	51.4	8,714	174.3	48.0%
	北川村	271.1	1	35.3	24.1	11.3		13.0%	948				2	15.7	1,528	51.1	18.8%
	馬路村	76.8	1	9.0	3.3	5.8		11.8%	214	1	9.0	100.0%	1	42.5	7,685	42.5	55.3%
	芸西村	406.5	6	114.1	113.3	0.8		28.1%	3,414							114.1	28.1%
	小計	4,706.8	37	1,210.5	1,107.6	101.9	1.1	25.7%	35,267	10	97.7	8.1%	40	335.5	48,584	1,448.3	30.8%
中央東	南国市	2,533.8	29	1,074.4	1,050.5	23.9		42.4%	31,993				13	59.6	5,968	1,134.0	44.8%
	香南市	1,841.4	10	273.6	223.9	49.7		14.9%	7,710	3	11.0	4.0%	10	71.3	8,904	333.9	18.1%
	香美市	2,598.0	25	524.3	482.5	41.3	0.6	20.2%	15,302	17	171.3	32.7%	79	575.8	88,997	928.9	35.8%
	本山町	670.0	1	194.7	182.4	12.2		29.1%	5,718	1	175.2	90.0%	17	177.2	42,515	196.6	29.3%
	大豊町	750.3	1	87.5	49.4	38.1		11.7%		1	87.5	100.0%	24	268.9	45,490	268.8	35.8%
	土佐町	556.6	9	194.5	185.1	9.4		34.9%	5,740	8	178.3	91.7%	18	348.2	81,603	364.4	65.5%
	大川村	189.2											3	11.1	828	11.1	5.9%
	小計	9,139.3	75	2,348.9	2,173.7	174.6	0.6	25.7%	66,462	30	623.3	26.5%	164	1,512.2	274,305	3,237.8	35.4%
中央西	高知市	4,228.9	8	470.5	443.6	26.8		11.1%	13,845				35	393.0	62,158	863.4	20.4%
	土佐市	1,104.1	3	85.9	72.8	13.1		7.8%	2,446							85.9	7.8%
	いの町	807.8	2	17.0	7.7	9.3		2.1%	417				17	120.0	18,321	137.0	17.0%
	佐川町	895.4	14	258.6	255.8	2.8		28.9%	7,730	1	71.3	27.6%	8	129.5	9,772	316.7	35.4%
	越知町	569.2	19	182.9	66.8	116.1		32.1%	4,327	16	145.7	79.6%	27	235.7	25,973	273.0	48.0%
	仁淀川町	598.7											18	105.9	11,659	105.9	17.7%
	日高村	154.5	1	127.1	126.5	0.6		82.3%	3,808				1	20.7	831	147.9	95.7%
	小計	8,358.6	47	1,141.9	973.3	168.7		13.7%	32,572	17	217.0	19.0%	106	1,004.8	128,715	1,929.8	23.1%
須崎	須崎市	810.1	5	125.9	123.4	2.5		15.5%	3,752							125.9	15.5%
	中土佐町	518.3	3	58.9	56.2	2.7		11.4%	1,739	1	26.9	45.6%	25	168.5	18,895	200.6	38.7%
	四万十町	2,924.3	43	1,678.1	1,602.4	75.7		57.4%	49,586	35	1,382.1	82.4%	54	1,567.4	227,310	1,863.5	63.7%
	梶原町	499.3											6	127.5	26,557	127.5	25.5%
	津野町	679.2	14	125.3	69.4	55.8		18.4%	3,200	14	125.3	100.0%	57	303.3	45,494	303.3	44.7%
	小計	5,431.2	65	1,988.1	1,851.4	136.7		36.6%	58,277	50	1,534.2	77.2%	142	2,166.8	318,256	2,620.7	48.3%
幡多	四万十市	2,032.0	48	1,254.2	1,117.5	136.7		61.7%	36,258	18	230.7	18.4%	50	547.2	85,607	1,570.6	77.3%
	宿毛市	895.3	16	606.8	549.9	56.9		67.8%	17,636	6	121.2	20.0%	9	138.6	12,001	624.3	69.7%
	土佐清水市	1,119.1	13	354.4	327.4	27.0		31.7%	10,361	11	165.2	46.6%	14	178.2	17,721	367.4	32.8%
	黒潮町	651.8	20	385.3	285.7	99.6		59.1%	10,563	11	202.8	52.6%	16	301.9	47,314	484.4	74.3%
	大月町	532.5	2	37.6	32.4	5.2		7.1%	1,076				1	23.3	2,561	60.9	11.4%
	三原村	442.6	13	279.4	261.9	17.5		63.1%	8,206	13	243.3	87.1%	2	250.2	25,526	286.3	64.7%
	小計	5,673.3	112	2,917.6	2,574.8	342.8		51.4%	84,099	59	963.1	33.0%	92	1,439.4	190,730	3,393.9	59.8%
合計	33,309.2	336	9,607.1	8,680.7	924.7	1.7	28.8%	276,678	166	3,435.2	35.8%	544	6,458.6	960,589	12,630.5	37.9%	

『多面的機能支払交付金
(農地維持支払交付金)』
による農振農用地カバー率



『多面的機能支払交付金
(農地維持支払交付金)』及び
『中山間地域等直接支払制度』
による農振農用地カバー率



多面的機能支払交付金の更なる取組拡大に向けた推進について

1 令和3年度終了組織における再認定の状況

- 令和3年度の活動組織 356 組織のうち 63 組織（農地維持：62 組織、長寿命化のみ：1 組織）が令和3年度末で活動期間である5年間の満了を迎えた。

↓

うち、55 組織が再認定を行い、今後5年間の事業継続が決定。

8 組織が事業継続を断念。（南国市1、いの町1、佐川町1、四万十市1、宿毛市1、黒潮町3）

↓

- 断念した主な理由として、
高齢のため代表者が辞めたい、代表者が体調不良となり、地域の取りまとめ役が不在になった等。

【参考：令和3年度の取り組みについて】

- 市町村を通じて令和3年度末で活動期間が満了する活動組織（63 組織（うち長寿命化のみの取り組み1 組織））の活動継続に係る意向確認を行った。うち継続が厳しいと回答のあった4 組織について市町村と活動継続に向けた対応策を検討し、組織への提案を行った。

1) 活動組織の活動継続が厳しい理由

南国市 蔵福寺島環境保全会 → 防草シートの設置も終わり、やる事がなくなった。
今後の田役は自己資金で継続していく。

黒潮町 上川口郷地区環境保全の会 → 高齢のため代表者が辞めたい。

田村農地保全会 → 高齢のため代表者が辞めたい。

上分資源保全活動組織 → 今後の田役は農家各戸で継続。

2) 県、市町村からの活動継続に向けた提案

- 他の活動組織との合併
近隣の活動組織と協力して活動を継続し、農用地を守ることを提案した。

3) 提案の結果

- 交付金を使いにくくなるため、連携してまで活動を継続したくないとの意見あり。
- すでに総会で決定したという組織もあった。

2 令和4年度終了組織における活動の継続

- ・令和4年度の活動組織 350 組織のうち 12 組織(農地維持：12 組織、長寿命化のみ：0 組織)が令和4年度末で活動期間である5年間の満了を迎える。

引き続き、来年度以降も活動を継続してもらうことが課題。

県としては、12 組織全ての活動継続が目標。



活動継続に向けた県の支援として、

- ・活動組織への説明会等で活動継続に向けた情報提供
- ・市町村を通じて活動組織の意向を確認し、活動を継続できない組織の代表者等と継続の余地がないか協議してもらう
(活動面積を減らす、他の組織との合併(広域化)による活動継続を検討する、止める理由、今後の維持管理をどう継続するかなどの状況について聞きとり)

近年、

- ・代表や事務担当の後継者がいない。
 - ・見積の徴収等、事務処理が煩雑である。
- などの理由により、活動を取り止める組織が多い傾向が見られる。

県では解決策として、

- ・活動組織の広域化や事務支援体制の整備
 - ・事務委託(高知県土地改良事業団体連合会など)
- による、事務負担の軽減や交付金の効果的な活用について推進していく。

3 新規地区の掘り起こしについて

中山間地域等直接支払交付金のみに取り組んでいる集落協定への取組拡大

- ・本交付金の事業内容等を集落協定に対して周知を図ることを市町村に要請する。
- ・集落協定代表者等を対象にした説明会での本交付金の紹介等を行う。

(課題)

- ・本事業の事務負担が増大
- ・2つの交付金において重複する活動への対応

4 多額の持越金の存在

- ・多額の持越金を抱えている活動組織が散見される。



交付金の有効活用と効果的な活動の実施に向けた支援

- ・返還金の多い活動組織を有する市町村への個別訪問
(活動実態の聞き取り、他地域での活動事例を紹介)
- ・市町村を通じた活動組織への事例紹介
- ・市町村担当者への先進的な活動事例の紹介
(代表者や事務担当者への報酬の支払、資源向上(長寿命化)の優先配分)
- ・その他、市町村等への事例紹介
保険加入の促進(活動中のケガや賠償事故に対応した保険への加入)
農業用機械の安全使用に係る講習会の開催(教材DVDの購入費用や講習会開催費用等への活用)

5 本交付金の未実施町村への対応

- ・県内の2町村(仁淀川町、大川村)が本交付金に取り組んでいない。
→その理由としては、集落内の農地が非常に小さく、交付金に比べ事務負担が大きいため。
- ・対応策として、両町村の中山間直払に取り組む地域に情報提供をしてもらい、活用を促していく。

令和4年度

第1回高知県農業経営・生産対策等に関する第三者委員会

配布資料

(4) 中山間地域等直接支払交付金について

- 令和3年度中山間地域等直接支払制度の実施状況について
- 中山間地域等直接支払制度（第5期対策）中間年評価の実施について
- 棚田地域振興活動加算における目標設定について（田野町）

農業政策課

令和3年度

中山間地域等直接支払制度の実施状況について

1 県内市町村の取組状況

●各市町村別協定農用地面積 (単位:ha)

1) 制度の実施市町村は、

31市町村

○協定面積は、

6,459ha(+45)

○地域別は、

通常地域: 95.6%

特認地域: 4.4%

○地目別は、

田: 77.0%

畑: 22.2%

他: 0.8%

市町村名	協定農用地面積											
	協定農用地面積の合計	通常地域							特認地域			
		田			畑			その他	田		畑	
		急傾斜	緩傾斜	高齢化率・耕作放棄率	急傾斜	緩傾斜	高齢化率・耕作放棄率	草地+採草放牧地	急傾斜	緩傾斜	急傾斜	緩傾斜
高知市	393.0	77.6	1.0		135.8	25.2			55.0	15.7	42.9	39.8
室戸市	45.9	42.9	3.0									
安芸市	60.4	4.9	11.3		13.9	30.3						
南国市	59.6	24.7	0.9		16.3	5.7		12.0				
宿毛市	138.6	7.2	16.6	114.2			0.6					
土佐清水市	178.2	11.4	29.6	133.4			3.8					
四万十市	547.2	303.4	99.3	92.6	22.0	22.7	7.2					
香南市	71.3	23.6	25.6		9.2	2.8		5.8	2.9	0.1	1.2	
香美市	575.8	345.7	96.3		98.3	34.5	1.0					
東洋町	32.6				32.6							
奈半利町	46.0	31.7	5.8				0.9					
田野町	40.9	34.1	6.7									
安田町	51.4	39.5				11.9						
北川村	15.7	1.4			8.8	5.6						
馬路村	42.5	6.0	0.8		30.5	5.1						
本山町	177.2	142.9	21.2		3.2	9.8						
大豊町	268.9	117.6	0.8		122.4	22.1	6.1					
土佐町	348.2	277.9	22.1		16.2	17.6	14.5					
大川村	11.1	1.2			5.4	3.0	1.4					
いの町	120.0	58.8	7.7		37.0	16.5						
仁淀川町	105.9	3.9			81.4	3.9	16.7					
中土佐町	168.5	61.4	94.1		4.2	8.8						
佐川町	129.5		8.9					0.9	114.9	1.6	3.1	
越知町	235.7	56.3	31.2		148.1	0.1						
橋原町	127.5	92.0	0.9		21.8	12.8						
日高村	20.7		2.3			18.4						
津野町	303.3	168.7	7.4		117.4	8.9	0.9					
四万十町	1,567.4	676.2	813.5		50.9	26.9						
大月町	23.3		23.3									
三原村	250.2	11.6	238.6									
黒潮町	301.9	133.7	112.9		0.1	1.0	54.2					
高知県計	6,459	2,756	1,682	340	975	301	66	54	62	134	45	44

1 県内市町村の取組状況

●各市町村別協定数及び協定参加者数

2) 集落協定数は、
544集落協定(+1)

○交付単価別の協定数は、
基礎単価(8割):257協定
体制整備(10割):287協定

○加算措置に取り組む協定数は、
棚田:5協定
超急傾斜:124協定
広域化:5協定
集落機能強化:3協定
生産性向上:25協定

3) 協定参加者数は、
参加者 **10,627人**

○協定は、多様な主体により
構成され、農業生産法人や
生産組織、非農業者等が参加

市町村名	協定数	区分			加算措置に取り組む協定数					協定参加農家数(人)
		基礎(8割)	体制(10割)	体制整備単価協定率	棚田地域振興活動加算	超急傾斜農地保全管理加算	集落協定広域化加算	集落機能強化加算	生産性向上加算	
高知市	35	9	26	74.3%		33	1		1	540
室戸市	4		4	100.0%						87
安芸市	10	8	2	20.0%						191
南国市	13	13		0.0%						98
宿毛市	9		9	100.0%						151
土佐清水市	14	4	10	71.4%					5	224
四万十市	50	6	44	88.0%		3			2	916
香南市	10	7	3	30.0%		1				93
香美市	79	63	16	20.3%		33				1,194
東洋町	1	1		0.0%						21
奈半利町	8	5	3	37.5%						70
田野町	6		6	100.0%						175
安田町	8		8	100.0%						168
北川村	2	2		0.0%		2				21
馬路村	1		1	100.0%		1			1	81
本山町	17	6	11	64.7%	1	2		2	5	355
大豊町	24	18	6	25.0%		3	2			489
土佐町	18	3	15	83.3%	4	4				408
大川村	3	3		0.0%						17
いの町	17	10	7	41.2%		3			1	294
仁淀川町	18	12	6	33.3%		8				211
中土佐町	25	18	7	28.0%						219
佐川町	8	6	2	25.0%						282
越知町	27	26	1	3.7%		2				452
梶原町	6		6	100.0%		6				405
日高村	1		1	100.0%						11
津野町	57	25	32	56.1%						853
四万十町	54	11	43	79.6%		20			5	1,985
大月町	1		1	100.0%					1	12
三原村	2		2	100.0%					2	207
黒潮町	16	1	15	93.8%		3	2	1	2	397
計	544	257	287	52.8%	5	124	5	3	25	10,627

1 県内市町村の取組状況 ●各市町村別協定面積、加算措置面積及び交付金 (単位:ha、千円)

4) 協定面積は、

6,459ha

○交付単価別の面積は、

基礎単価(8割):1,615ha

体制整備(10割):4,844ha

○加算措置面積は、

棚田:138ha

超急傾斜:1,099ha

広域化:283ha

集落機能強化:101ha

生産性向上:828ha

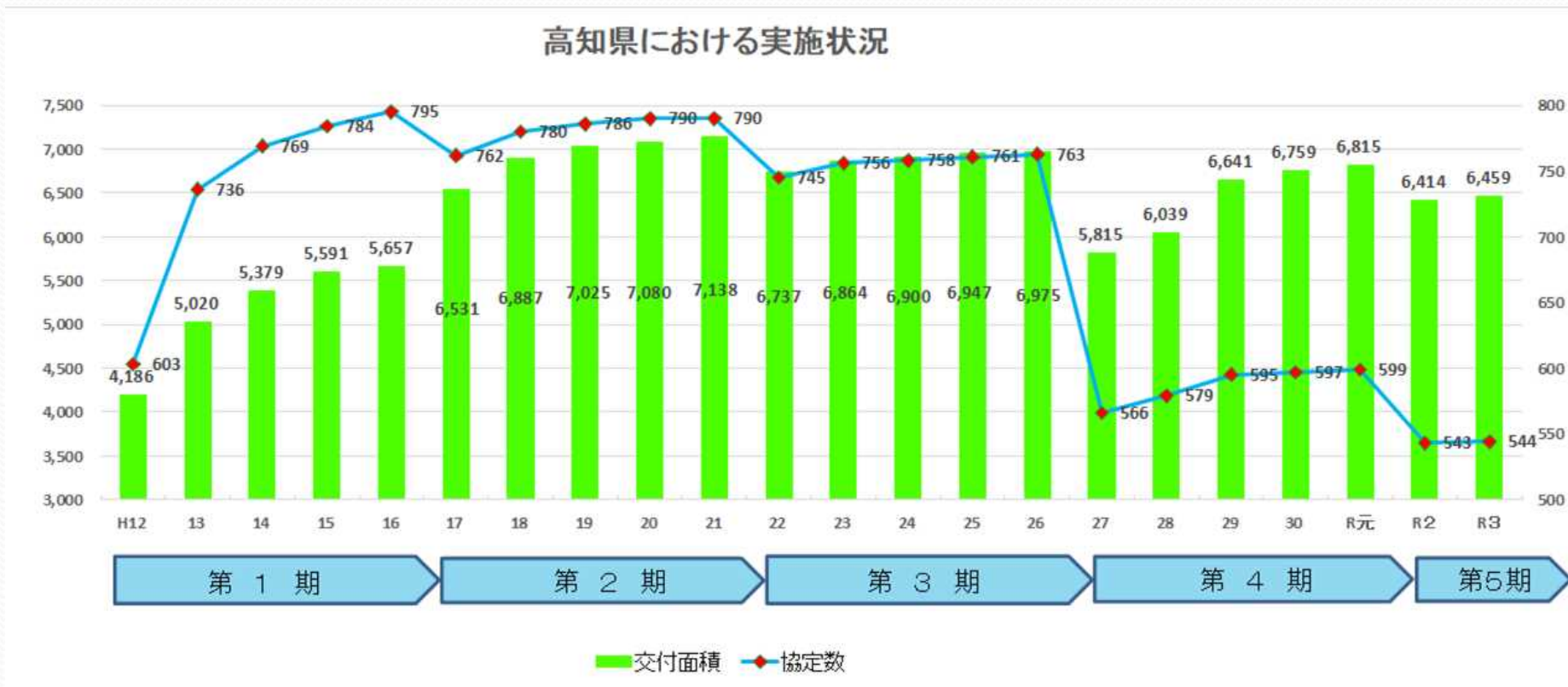
5) 交付金額は、

960,589千円

(+21,872)

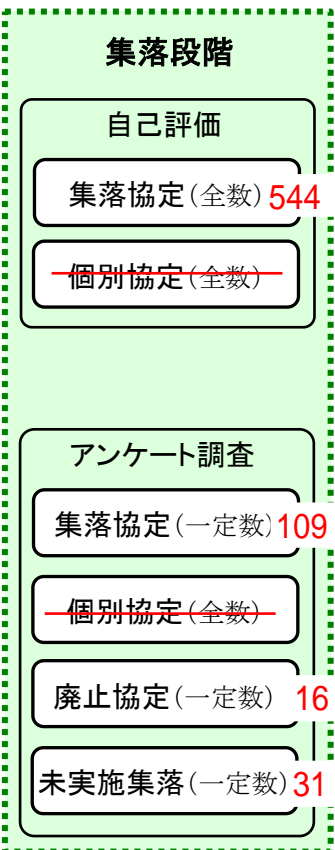
市町村名	協定締結面積 (通常地域+特認地域)	区分			加算措置面積					交付金
		基礎 (8割)	体制 (10割)	体制整備 単価協定 面積率	棚田地域 振興活動 加算 (A)	超急傾斜農 地保全管理 加算 (B)	集落協定広 域化加算 (C)	集落機能強 化加算 (D)	生産性向上 加算 (E)	
高知市	393.0	57.1	335.9	85.5%		180.2	28.0		9.5	62,158
室戸市	45.9		45.9	100.0%						9,256
安芸市	60.4	40.3	20.1	33.3%						3,944
南国市	59.6	59.6		0.0%						5,968
宿毛市	138.6		138.6	100.0%						12,001
土佐清水市	178.2	28.6	149.6	83.9%					88.6	17,721
四万十市	547.2	33.4	513.7	93.9%		53.4			23.0	85,607
香南市	71.3	38.8	32.6	45.7%		6.3				8,904
香美市	575.8	379.3	196.5	34.1%		135.5				88,997
東洋町	32.6	32.6		0.0%						3,002
奈半利町	46.0	19.0	27.1	58.8%						6,749
田野町	40.9		40.9	100.0%						7,706
安田町	51.4		51.4	100.0%						8,714
北川村	15.7	15.7		0.0%		5.5				1,528
馬路村	42.5		42.5	100.0%		28.0		42.5		7,685
本山町	177.2	16.5	160.7	90.7%	33.8	74.7		38.2	91.4	42,515
大豊町	268.9	101.3	167.6	62.3%		96.5	125.9			45,490
土佐町	348.2	22.8	325.4	93.5%	104.2	144.2				81,603
大川村	11.1	11.1		0.0%						828
いの町	120.0	42.6	77.4	64.5%		21.1			11.7	18,321
仁淀川町	105.9	60.3	45.6	43.1%		36.9				11,659
中土佐町	168.5	86.4	82.1	48.7%						18,895
佐川町	129.5	38.2	91.3	70.5%						9,772
越知町	235.7	227.1	8.6	3.7%		10.7				25,973
梶原町	127.5		127.5	100.0%		70.2				26,557
日高村	20.7		20.7	100.0%						831
津野町	303.3	133.9	169.4	55.9%						45,494
四万十町	1,567.4	155.8	1,411.7	90.1%		197.8			200.8	227,310
大月町	23.3		23.3	100.0%					23.3	2,561
三原村	250.2		250.2	100.0%					250.2	25,526
黒潮町	301.9	14.5	287.4	95.2%		38.1	129.2	20.1	129.2	47,314
計	6,459	1,615	4,844	75.0%	138	1,099	283	101	828	960,589

2 協定数と協定締結面積の推移 (H12~R3)

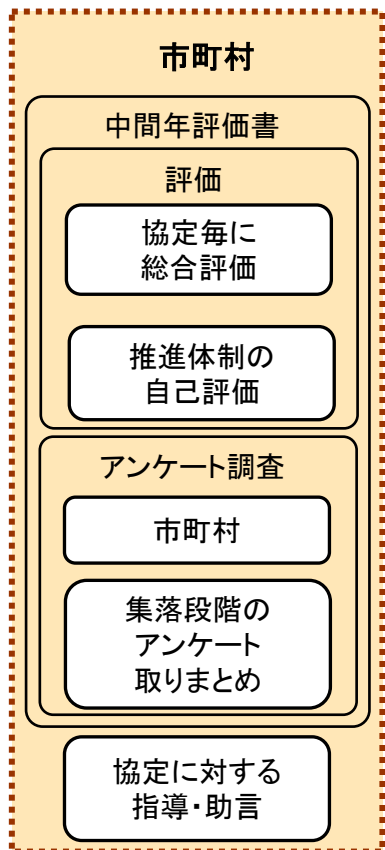


中山間地域等直接支払制度 (第5期対策) 中間年評価の実施について

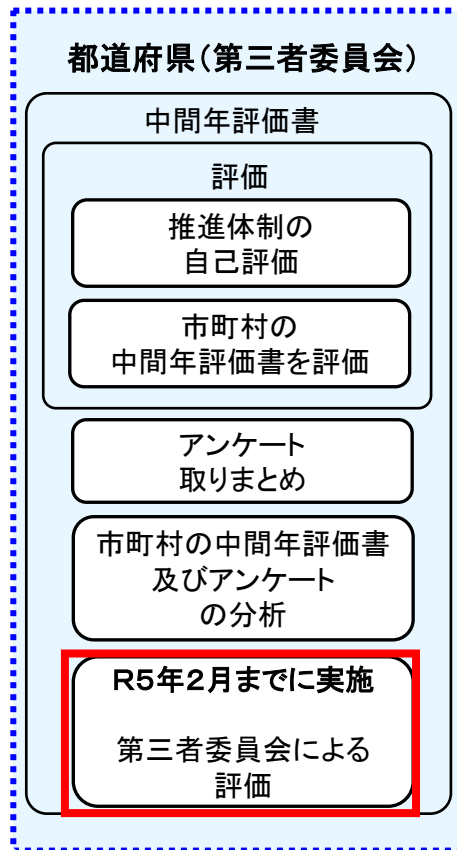
中山間地域等直接支払制度（第5期対策）中間年評価の流れ



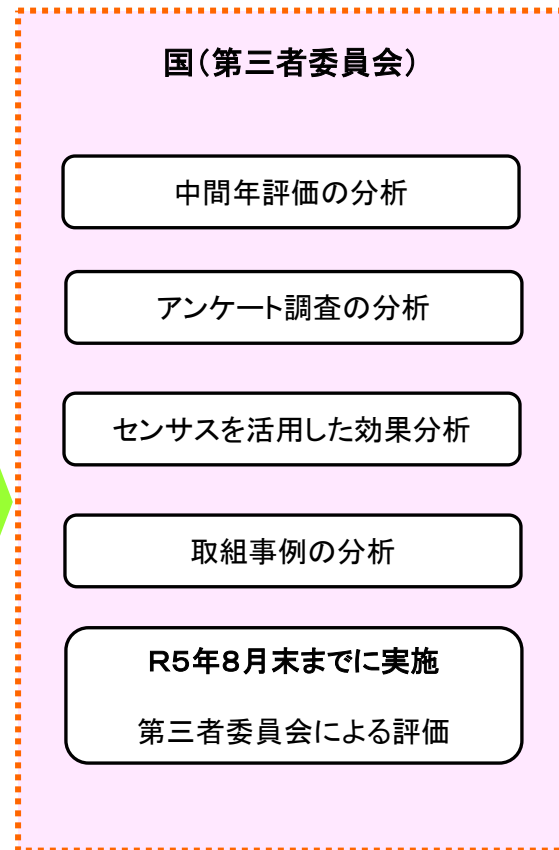
R4年7月末予定



R4年11月末予定



R5年2月末予定



取組期間: R4.6月～7月(予定)

取組期間: R4.8月～11月(予定)

取組期間: R4.12月～R5.2月(予定)

取組期間: R3年度～R5.8月

- 市町村による協定代表者等に対する自己評価書、アンケート調査票の配布
 - 協定代表者等による自己評価書、アンケート調査票への記入、市町村への報告(報告期限は市町村が設定)
- ※廃止協定: 第4期対策の未まで活動したものの、第5期対策は活動を廃止した集落協定
未実施集落: これまで本制度に取り組んだことがない農業集落。

- 推進体制の自己評価、アンケート調査票への記入
- 集落協定等の総合評価
- 集落段階のアンケート調査票の確認、取りまとめ
- 中間年評価書の作成
- 中間年評価書を都道府県に報告(報告期限は都道府県が設定)
- 評価結果に「△」が付された集落協定等に対する指導・助言

- 推進体制の自己評価を記入
- 市町村中間年評価書の評価
- アンケート調査票の確認、取りまとめ
- 中間年評価書(案)の作成
- 第三者委員会において中間年評価書の評価
- 中間年評価書を国に報告及び公表

- 中間年評価の分析
- アンケート調査結果の分析
- センサス調査結果を活用した効果分析
- 取組事例の分析
- 中間年評価結果(案)の作成
- 第三者委員会において中間年評価結果を評価
- 中間年評価結果を公表

市町村による集落協定評価票
(中間年(R4年6月現在)の実施状況 最終年(R6年度末)の実施見込み)

都道府県名	〇〇県	(協定識別コード)
市町村名	〇〇市	
協定名	〇〇協定	

(注)
 ・この調査票は協定の自己評価を踏まえて市町村に記入をお願いするものです
(協定の方は記載不要です)。
 ・緑色のセルは協定の自己評価票の内容が自動転記されます。青色のセルに市町村の評価を記載してください。

- A: 話し合いによる活動内容の徹底
- B: 目標達成に向けたスケジュールの作成・管理等
- C: 専属の担当者やチームによる徹底した活動
- D: 協定参加者以外も含めた地域全体による活動の推進
- E: 市町村・JA等の関係機関とも連携した活動の推進
- F: 近隣の集落や協定とも連携した活動の推進
- G: 農業法人や地域の担い手とも連携した活動の推進
- H: 農外の組織・団体とも連携した活動の推進
- I: 活動内容の見直し(加算措置以外の項目)
- J: その他()

◎: 最終年においても活動の実施が確実に見込まれる
 ○: 最終年においても活動の実施が見込まれる
 △: 市町村が指導・助言することで、最終年においても活動の実施が見込まれる
 ×: 最終年においても活動の実施が困難

I 自己評価

1. 集落マスタープランに係る活動【全ての協定】

取組内容	該当の有無	中間年(R4年6月現在)の実施状況	最終年(R6年度末)の実施見込み	市町村の評価	△・×と評価した項目における指導・助言の内容(3つまで選択)	評価の理由(△・×と評価した場合、所見を記入) 【※左欄の「指導・助言の内容」が「J: その他()」の場合は、具体的な指導・助言の内容も記載】
		(実施している活動に「○」)	(実施見込みの活動に「○」)			
① 機械・農作業の共同化等営農組織の育成						
② 高付加価値型農業	○	○	○			
③ 農業生産条件の強化						
④ 担い手への農地集積						
⑤ 担い手への農作業の委託				○		
⑥ 新規就農者等による農業生産						
⑦ 地場産農産物等の加工・販売						
⑧ 消費・出資の呼び込み						
⑨ 共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備						
⑩ その他	○	○	○			

2. 農業生産活動等として取り組むべき事項

(1) 耕作放棄の防止等の活動【全ての協定】

取組内容	該当の有無	中間年(R4年6月現在)の実施状況	最終年(R6年度末)の実施見込み	市町村の評価	△・×と評価した項目における指導・助言の内容(3つまで選択)	評価の理由(△・×と評価した場合、所見を記入) 【※左欄の「指導・助言の内容」が「J:その他()」の場合は、具体的な指導・助言の内容も記載】
		(実施している活動に「○」)	(実施見込みの活動に「○」)			
① 利用権の設定等・農作業の委託				○		
② 既荒廃農地の復旧、畜産的利用、林地化						
③ 既荒廃農地の保全管理						
④ 農地の法面管理						
⑤ 鳥獣害対策	○	○	○			
⑥ 限界的農地の林地化等						
⑦ 簡易な基盤整備						
⑧ 担い手の確保						
⑨ 地場農産物の加工・販売						
⑩ その他(土地改良事業、災害復旧、地目変換等)	○	○	○			

◎:最終年においても活動の実施が確実に見込まれる
 ○:最終年においても活動の実施が見込まれる
 △:市町村が指導・助言することで、最終年においても活動の実施が見込まれる
 ×:最終年においても活動の実施が困難

(2) 水路・農道等の管理【全ての協定】

取組内容	該当の有無	中間年(R4年6月現在)の実施状況	最終年(R6年度末)の実施見込み	市町村の評価	△・×と評価した項目における指導・助言の内容(3つまで選択)	評価の理由(△・×と評価した場合、所見を記入) 【※左欄の「指導・助言の内容」が「J:その他()」の場合は、具体的な指導・助言の内容も記載】
		(実施している活動に「○」)	(実施見込みの活動に「○」)			
① 水路の管理	○	○	○	○		
② 農道の管理	○	○	○			
③ その他の施設の管理						

◎:最終年においても活動の実施が確実に見込まれる
 ○:最終年においても活動の実施が見込まれる
 △:市町村が指導・助言することで、最終年においても活動の実施が見込まれる
 ×:最終年においても活動の実施が困難

◎:最終年においても活動の実施が確実に見込まれる
 ○:最終年においても活動の実施が見込まれる
 △:市町村が指導・助言することで、最終年においても活動の実施が見込まれる
 ×:最終年においても活動の実施が困難

(3)多面的機能を増進する活動【全ての協定】

取組内容	該当の有無	中間年(R4年6月現在)の実施状況	最終年(R6年度末)の実施見込み	市町村の評価	△・×と評価した項目における指導・助言の内容(3つまで選択)	評価の理由(△・×と評価した場合、所見を記入) 【※左欄の「指導・助言の内容」が「J:その他()」の場合は、具体的な指導・助言の内容も記載】
		(実施している活動に「○」)	(実施見込みの活動に「○」)			
① 周辺林地の下草刈等				○		
② 棚田オーナー制度、市民農園等の開設・運営						
③ 景観作物の作付け						
④ 土壌流亡に配慮した営農	○	○	○			
⑤ 体験民宿(グリーン・ツーリズム)						
⑥ 魚類・昆虫類の保護(ビオトープの確保)						
⑦ 冬期の湛水化、鳥類の餌場の確保						
⑧ 粗放的畜産	○	○	○			
⑨ 堆きゅう肥の施肥、拮抗作物の利用、合鴨・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付け等						
⑩ その他活動						

(4)安全に配慮した共同取組活動【全ての協定】

共同取組活動に当たって、実施している安全配慮事項・取組	実施している項目に「○」	市町村の所見 (安全対策が十分ではないと評価した場合に記入)
① 安全に作業するための研修・講習会への出席	○	○○
② 作業前の危険な箇所の確認	○	
③ 作業前の農機具等の点検	○	
④ 農機具等の定期点検		
⑤ 作業時のヘルメット、フェイスガード、シートベルトの着用		
⑥ 熱中症等の予防		
⑦ 安全に配慮した農機具等の使用(例:ラジコン草刈り機)		
⑧ その他		

3. 集落協定の話し合いの回数と集落戦略の作成状況

(1) 集落協定の話し合いの回数【全ての協定】

話し合いの回数 を記載		市町村の所見(話し合いの回数が十分ではないと評価した場合に記入)
集落協定内での 話し合いの状況	R2年度	4
	うち集落戦略 (体制整備単価のみ)	1
	R3年度	3
	うち集落戦略 (体制整備単価のみ)	3

(2) 集落戦略作成の話し合いの参加者【体制整備単価協定】

話し合いの参加者	該当する項目 に「○」	市町村の所見(⑤又は⑥に該当がある場合に記入)
① 協定参加者	○	
② 協定参加者以外の集落の住民		
③ 農業委員、市町村や農業委員会及びJA等の関係組織の担当者	○	
④ NPO法人、企業、学識経験者、専門知識等を有する者		
⑤ 協定役員のみ		
⑥ 話し合いをしていない		

以下から該当するものを選択してください。
 ◎:最終年までに作成が確実に見込まれる(作成済み)
 (アからカがすべて「◎」の集落協定(エ及びオが「-」の場合を含む。))
 ○:最終年までに作成が見込まれる
 (アからカのうち「△」又は「×」がない集落協定)
 △:最終年までの作成に不安がある
 (アからカのうち「×」がなく、「△」がある集落協定)
 ×:最終年までの作成見込みが立っていない
 (アからカのうち「×」がある集落協定)

(3) 集落戦略の作成状況・作成見込み【体制整備単価協定】

集落戦略の項目ごとの作成状況・作成見込み	該当するものを 記入	市町村の評価	△・×と評価した項目 における指導・助言の 内容(3つまで選択)	評価の理由(△・×と評価した場合、所見を記入) 【※左欄の「指導・助言の内容」が「J:その他()」の場合は、 具体的な指導・助言の内容も記載】
ア 協定農用地の将来像	◎	○		
イ 集落の現状	○			
ウ 集落の現状を踏まえた対策の方向性	◎			
エ 具体的な対策に向けた検討	-			
オ 今後の対策の具体的な内容及びスケジュール	-			
カ 農業生産活動等の継続のための支援体制	◎			
アからカを踏まえた集落戦略全体の作成状況・作成見込み(全体評価)	○			

集落戦略の「ウ 集落の現状を踏まえた対策の方向性」を「対策は不要」としている場合は、エとオは「-」を入力

◎:作成済み
 (①が「○」の集落協定)
 ○:最終年までに作成が見込まれる
 (②が「○」の集落協定)
 △:最終年までの作成に不安がある
 (③が「○」の集落協定)
 ×:最終年までの作成見込みが立っていない
 (④が「○」の集落協定)

(4)集落戦略の話合いに用いる地図の作成状況【体制整備単価協定】

集落戦略の話合いに用いる地図の作成状況	以下のいずれかに「○」	● 市町村 の評価	△・×と評価した項目 における指導・助言の 内容(3つまで選択)	評価の理由(△・×と評価した場合、所見を記入) 【※左欄の「指導・助言の内容」が「J:その他()」の場合 は、 具体的な指導・助言の内容も記載】
① すべての協定参加農業者の年齢階層別就農状況や後継者確保の状況のほか、必要な情報のすべてを地図に記入済み	○			
② すべての協定参加農業者の年齢階層別就農状況や後継者確保の状況の一部を地図に記入済み		◎		
③ すべての協定参加農業者の年齢階層別就農状況や後継者確保の状況に係る情報は既にあり、これから必要な情報を地図に記入する予定				
④ 作成の見込みが立っていない				

4. 加算措置の目標の達成状況・達成見込み

(1) 棚田地域振興活動加算【加算に取り組んでいる協定】

目標	該当の有無	目標達成見込み	市町村の評価	△・×と評価した項目における指導・助言の内容(3つまで選択)	評価の理由(△・×と評価した場合、所見を記入) 【※左欄の「指導・助言の内容」が「J:その他()」の場合は、具体的な指導・助言の内容も記載】
ア 棚田等の保全	○	◎	△	C D F	〇〇
イ 多面的機能の維持・発揮	○	○			
ウ 棚田地域の振興	○	○			

◎:最終年までに目標達成が確実に見込まれる(目標達成済み)
 ○:最終年までに目標達成が見込まれる
 △:市町村が指導・助言することで、最終年までに目標達成が見込まれる
 ×:市町村が指導・助言したとしても、最終年までに目標達成が困難

(2) 超急傾斜農地保全管理加算【加算に取り組んでいる協定】

目標	該当の有無	目標達成見込み	市町村の評価	△・×と評価した項目における指導・助言の内容(3つまで選択)	評価の理由(△・×と評価した場合、所見を記入) 【※左欄の「指導・助言の内容」が「J:その他()」の場合は、具体的な指導・助言の内容も記載】
ア 農地の保全	○	◎	○		
イ 農産物の販売	○	○			

◎:最終年までに目標達成が確実に見込まれる(目標達成済み)
 ○:最終年までに目標達成が見込まれる
 △:市町村が指導・助言することで、最終年までに目標達成が見込まれる
 ×:市町村が指導・助言したとしても、最終年までに目標達成が困難

(3) 集落協定広域化加算【加算に取り組んでいる協定】

目標	該当の有無	目標達成見込み	市町村の評価	△・×と評価した項目における指導・助言の内容(3つまで選択)	評価の理由(△・×と評価した場合、所見を記入) 【※左欄の「指導・助言の内容」が「J:その他()」の場合は、具体的な指導・助言の内容も記載】
ア 人材の確保のみの活動(単年度限り) (目標年度がR2年度とR3年度の協定)	この欄は以下から選択 ◎:目標達成済み ×:目標未達成		◎		
イ 人材の確保のみの活動(単年度限り) (目標年度がR4年度～R6年度の協定)					
ウ 人材の確保・農業生産活動の継続の活動(複数年度)		○			

◎:最終年までに目標達成が確実に見込まれる(目標達成済み)
 ○:最終年までに目標達成が見込まれる
 △:市町村が指導・助言することで、最終年までに目標達成が見込まれる
 ×:市町村が指導・助言したとしても、最終年までに目標達成が困難

(4) 集落機能強化加算【加算に取り組んでいる協定】

目標	該当の有無	目標達成見込み	市町村の評価	△・×と評価した項目における指導・助言の内容(3つまで選択)			評価の理由(△・×と評価した場合、所見を記入) 【※左欄の「指導・助言の内容」が「J:その他()」の場合は、具体的な指導・助言の内容も記載】
				D	E	F	
人材確保又は集落機能を強化する取組	○	○	△				記載例

◎: 最終年までに目標達成が確実に見込まれる(目標達成済み)
 ○: 最終年までに目標達成が見込まれる
 △: 市町村が指導・助言することで、最終年までに目標達成が見込まれる
 ×: 市町村が指導・助言したとしても、最終年までに目標達成が困難

(5) 生産性向上加算【加算に取り組んでいる協定】

目標	該当の有無	目標達成見込み	市町村の評価	△・×と評価した項目における指導・助言の内容(3つまで選択)			評価の理由(△・×と評価した場合、所見を記入) 【※左欄の「指導・助言の内容」が「J:その他()」の場合は、具体的な指導・助言の内容も記載】
				D	E	F	
農業生産性の向上を図る取組	○	◎	◎				

5. 活動に当たり、今後、特に市町村に要望する支援【全ての協定】

市町村に要望する支援	該当する項目に「○」
① 協定書作成に係る支援	○
② 集落戦略作成に係る支援	○
③ 目標達成に向けた支援	
④ 協定の統合・広域化への支援	
⑤ 事務負担軽減に向けた支援	
⑥ 上記以外の支援 (具体的に記載)	○
⑦ 特に支援を要望しない	

6. 中山間地域等直接支払制度に対する意見・要望【任意】

7. 全体評価

【全体評価の基準】
 優: 評価項目の1から4が◎又は○であること
 良: 評価項目の1から4に×がなく、1と2及び4に△がないこと
 可: 評価項目の1から4に×がないこと
 不可: 評価項目の1から4に×があること

全体評価	総合所見(必須)
可	○○

Ⅱ 次期対策(令和7年度～)の意向

1. 継続の意向【全ての協定】

次期対策(令和7年度～)での活動継続の意向	以下のいずれかに「○」
① 活動を継続する	○
② 廃止する予定	

2. 広域化の意向【1で「①活動を継続する」を選択した協定】

集落協定を広域化する意向	以下のいずれかに「○」
① 広域化の意向がある	○
② 広域化の意向はない	

3. 協定廃止の理由【1で「②廃止する予定」と回答した協定】(複数回答可)

協定廃止の理由	該当する項目に「○」
① 活動の中心となるリーダーの高齢化のため	
② 協定参加者の高齢化による体力や活動意欲低下のため	
③ 地域農業の担い手がないため	
④ 農業収入が見込めないため	
⑤ 鳥獣被害の増加	
⑥ 農道や水路、畦畔の管理が困難なため	
⑦ 圃場条件が悪いため	
⑧ 事務手続きが負担なため	
⑨ 交付金の遡及返還への不安なため	
⑩ 統合の相手先となる協定が近隣にないため	
⑪ 協定内の意見がまとまらず、合意形成が困難なため	
⑫ 交付金がなくても農用地の維持・管理が可能のため	
⑬ その他	

4. 協定の役員【全ての協定】

(1) 集落協定の代表者

① 年齢	78	歳
② 代表者になってからの年数	10	年
③ 次期対策において代表者を継続する目途がある場合は、「○」を、ない場合は「×」を記載【1で「②廃止する予定」を選択した協定は回答不要】	○	

(2) 事務担当者(会計)

① 年齢	55	歳
② 担当者になってからの年数	5	年
③ 次期対策において事務担当者を継続する目途がある場合は、「○」を、ない場合は「×」を記載【1で「②廃止する予定」を選択した協定は回答不要】	○	
④ 事務委託等の有無		
記載方法		
事務委託等をしていない場合はアを、事務委託等をしている場合はイからケまでの該当する委託先を記載 ア なし イ 行政書士・公認会計士、ウ 事務組合、エ NPO、オ 集落法人、カ JA、キ 土地改良区、ク 個人、 ケ その他		
現在の状況(委託・協力依頼先)	ア なし	その他の場合の委託先:
今後の意向(委託・協力依頼先)	イ 行政書士・公認会計士	その他の場合の委託先:



棚田地域振興活動 加算における目標 設定について

田野町（東大野集落協定）

集落協定の概要

- 協定締結年度
令和2年度
- 協定農用地面積
田 15.4ha
- 交付基準（傾斜等）
急傾斜 1/17
体制整備単価（10割）
- 交付額
3,237千円
- 参加農家数
66人



棚田地域振興法について

指定棚田地域（令和3年10月14日公示）

市町村	指定棚田地域	棚田の名称
田野町	田野町	<small>ひがしおおの</small> 東大野の棚田、 <small>かくめん</small> 格面の棚田、 <small>きたばり</small> 北張の棚田 <small>なかの</small> 中野の棚田、 <small>にしのおか</small> 西の岡の棚田

認定棚田地域振興活動計画（令和4年3月認定）

市町村	指定棚田地域	棚田の名称	協議会の名称	計画の名称
田野町	田野町	東大野の棚田	田野町棚田地域振興協議会	田野町指定棚田地域振興活動計画

棚田地域振興活動加算について

- ・ア 棚田等の保全
 - イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮
 - ウ 棚田を核とした棚田地域の振興
-
- ・ **ア～ウ各々に定量的な目標**を一つ以上、計3つ以上目標を定める
-
- ・ その3つ以上の目標には、**棚田の価値を活かした活動**（地域の実情に応じたもの）、**集落機能強化**（人材の確保を含む）及び**生産性向上**に関する目標を含める必要

取組項目		活動内容	1 棚田の価値を活かした活動	2 集落機能強化	3 生産性向上																	
ア	棚田等の保全			①棚田 法面の点検を毎年3回以上実施 。 ②東大野集落営農組織・大野土地改良区との連携により、 棚田地域の保全（農地・耕作道・水路の管理） に取り組む人数を30人以上確保する。	①東大野集落営農組織との連携により、 WCS用稲の作付け を推進し、生産性の向上を図るとともに、 共同利用面積を1ha以上増加 させる。																	
	棚田法面の補修、耕作道や棚田進入路等の農作業安全対策の実施、棚田からの土壌流出防止対策の実施等					イ	棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮		①令和6年度まで町内の幼稚園や小学校の児童達が 農作業体験できるイベント を年1回以上実施し、 20人以上の参加 を目指す。 ②町登録無形文化財に指定されている「 大野盆踊り 」など、 地域文化の継承 を図る。 ③地元で収穫できる食材を使用した地域住民の間で伝わる 郷土料理 を次世代に 継承 を図る。			農産物の供給の促進、自然環境の保全・活用、良好な景観の形成、伝統文化の継承等			ウ	棚田を核とした棚田地域の振興		① 農村交流イベント を年1回以上開催し、 30人以上の来訪者を誘客 する。			棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興、棚田を観光資源とした地域振興、棚田米等を活用した6次産業化の推進等	
イ	棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮		①令和6年度まで町内の幼稚園や小学校の児童達が 農作業体験できるイベント を年1回以上実施し、 20人以上の参加 を目指す。 ②町登録無形文化財に指定されている「 大野盆踊り 」など、 地域文化の継承 を図る。 ③地元で収穫できる食材を使用した地域住民の間で伝わる 郷土料理 を次世代に 継承 を図る。																			
	農産物の供給の促進、自然環境の保全・活用、良好な景観の形成、伝統文化の継承等				ウ	棚田を核とした棚田地域の振興		① 農村交流イベント を年1回以上開催し、 30人以上の来訪者を誘客 する。			棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興、棚田を観光資源とした地域振興、棚田米等を活用した6次産業化の推進等											
ウ	棚田を核とした棚田地域の振興		① 農村交流イベント を年1回以上開催し、 30人以上の来訪者を誘客 する。																			
	棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興、棚田を観光資源とした地域振興、棚田米等を活用した6次産業化の推進等																					

実施期間：令和4年度～令和6年度

1 棚田の価値を活かした活動



大野台地の恵みを収穫

地域おこしグループ「大野倶楽部」を中心に準備を行い、5月にじゃがいも収穫体験



参加者は町内外問わず、約80名参加
郷土料理の提供



12月にはさつまいも収穫

1 棚田の価値を活かした活動



大野台地で**モーニング**

5月 朝食イベント

試験的に実施し、大野地区のみで約60名参加

今後、地区外に広げていく計画

大野台地で**餅つき**

12月末 餅つきイベント

大野地区子供会（幼稚園～中学生）

餅つき後、地区の方へ、子供たちが配って回る



2 集落機能強化



棚田法面（石積・土羽）の点検を実施し、
修繕箇所の早期発見につなげる

共同活動（草刈等）は年2回実施。
東大野集落営農組織と連携し、体制強化


耕作道・水路の管理（修繕等）は、
大野土地改良区と連携し、体制強化


3 生産性向上

集落協定内の作付け面積内訳

じゃがいも 3ha 

オクラ 2ha 

ナス 0.7ha 

主食用米 8.3ha 

WCS用稲 1.4ha



集落活動センター推進事業費を活用して、R4年度中に大型機械を導入予定
(WCSコンバイン WCSラッピング機械)

地域農業の維持発展と棚田の景観維持を目的にWCS用稲に本格参入

東大野集落営農組織と連携し、**WCS用稲の作付けを推進**

加算交付金の使途について

$$15.4\text{ha} \times 10\text{千円}/10\text{a} = 1,540\text{千円}$$

150千円 事業費（イベント等） 集落活動センターへ支出

600千円 棚田の管理（草刈り等） 日当 参加者 約30名×10千円×2回

790千円 棚田の景観維持（耕作道・水路等の修繕）

※現時点の計画

【加算措置の場合に使用】

第9 加算措置適用のために取り組むべき事項（加算措置必須要件）

次の活動のうち集落として取り組む項目に○印を記入するとともに、取組期間、現状及び達成目標について具体的に記載し、実施する。

該当	項目	取組期間	現状	達成目標
○	①棚田地域振興活動加算	令和4年度～令和6年度	<p>認定棚田地域振興活動計画が策定された地域内の急傾斜農地：東大野の棚田 対象農用地面積：田（急傾斜）154,150㎡</p> <p>[ア 棚田等の保全] ①棚田法面の点検 年2回</p> <p>②棚田地域の保全（農地・耕作道・水路の管理） に取り組む人数 20人</p> <p>③WCS用稲作付け 1.7ha （東大野0.8ha 西大野0.9ha）</p> <p>[イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮] ①町内の幼稚園や小学校の児童達が農作業体験できるイベントの実施 1回、8人</p> <p>[ウ 棚田を核とした棚田地域の振興] ①農村交流イベントの実施 1回、13人</p>	<p>[ア 棚田等の保全] ①【集落機能強化】棚田法面の点検を毎年3回以上実施。 ②【集落機能強化】東大野集落営農組織・大野土地改良区との連携により、棚田地域の保全（農地・耕作道・水路の管理）に取り組む人数を30人以上確保する。 ③【生産性向上】東大野集落営農組織との連携により、WCS用稲の作付けを推進し、生産性の向上を図るとともに、共同利用面積を1ha以上増加させる。</p> <p>[イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮] ①【棚田の価値を活かした活動】令和6年度まで町内の幼稚園や小学校の児童達が農作業体験できるイベントを年1回以上実施し、20人以上の参加を目指す。 ②【棚田の価値を活かした活動】町登録無形文化財に指定されている「大野盆踊り」など、地域文化の継承を図る。 ③【棚田の価値を活かした活動】地元で収穫できる食材を使用した地域住民の間で伝わる郷土料理を次世代に継承を図る。</p> <p>[ウ 棚田を核とした棚田地域の振興] ①【棚田の価値を活かした活動】農村交流イベントを年1回以上開催し、30人以上の来訪者を誘客する。</p>
	②超急傾斜農地保全管理加算	年度～年度		
	③集落協定広域化加算	年度～年度		
	④集落機能強化加算	年度～年度		
	⑤生産性向上加算	年度～年度		

注1) 現状は、取組期間の開始年度における地域の現状を記載する。

注2) 達成目標は、取組期間の最終年度までに達成される地域の現状を踏まえた定量的な目標を記載する。なお、②については、取組期間の最終年度までに達成される地域の現状を踏まえた目標を記載する。

田野町指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：田野町棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

(1) 東大野の棚田

2 指定棚田地域振興活動の目標 ※下記【 】内は現在値

(1) 棚田等の保全

①耕作放棄の防止・削減

- ・令和7年度まで新たな耕作放棄地を発生させず、現状を維持する。
- ・棚田の法面の点検を毎年3回以上行う。【2回】

②担い手の確保

- ・東大野集落営農組織との連携により、棚田地域の保全（農地・道路・水路の管理）に取り組む人数を30人以上確保する。【20人】

③生産性・付加価値の向上

東大野集落営農組織との連携により、WCSの作付けを推進し、生産性の向上を図るとともに、共同利用面積を1ヘクタール以上増加させる。

【1.7ヘクタール】

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持、発揮

①自然環境の保全・活用

- ・令和7年度まで町内の幼稚園や小学校の児童たちが農作業体験できるイベントを年1回以上実施し、20名以上の参加を目指す。【0】

②伝統文化の継承

- ・町登録無形文化財に指定されている「大野盆踊り」など、地域文化の継承を図る。
- ・地元で収穫できる食材を使用した地域住民の間で伝わる郷土料理を次世代に継承を図る。

③良好な景観の形成

- ・中山間地域等直接支払制度を活用し営農の推進と耕作放棄地の発生を防ぎ、良好な棚田の景観の保全に努める。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

①棚田を観光資源とした地域振興

- ・農村交流イベントを年1回以上開催し、30人の来訪者を誘客する。【0】

3 計画期間

認定の月～令和8年3月31日

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

①棚田等の保全

○耕作放棄の防止・削減

- ・中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度等を活用しながら、棚田の耕作放棄発生を防止する。

○担い手の確保

- ・東大野集落営農組織と連携し、棚田地域における保全活動等の担い手の確保、育成を図る。

○生産性・付加価値の向上

- ・東大野集落営農組織と連携し、共同利用面積の増加に取り組みながら、生産性の向上に繋がる作物の耕作を行う。

②棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持、発揮

○自然環境の保全・活用

- ・子どもたちが農業の大切さを学ぶため、作付や収穫などを体験する事業を実施する。

○伝統文化の継承

- ・毎年夏に催される「大野盆踊り」により、伝統文化の継承を図る。
- ・地域住民の間で伝わる地元食材（米・じゃがいも・なす等）を使用した郷土料理を次世代に継承するため、町内外で実施されるイベントへの出店や、地域住民を対象とした料理教室を行う。

○良好な景観の形成

- ・中山間地域等直接支払制度を活用し営農の推進と耕作放棄地の発生を防ぐため、農道やあぜ道の草刈りに取り組むことで、良好な棚田の景観の保全に努める。

③棚田を核とした棚田地域の振興

○棚田を観光資源とした地域振興

- ・農作業等の体験イベントを通じて、関係人口の創出・拡大を図るとともに、町外住民との交流により、移住定住へ向けた取組を行う。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

田野町棚田地域振興協議会は、田野町、東大野営農組織、集落活動センター大野台地、大野土地改良区、大野地区長、地域住民で構成。

参加者の氏名については別紙規約のとおり。